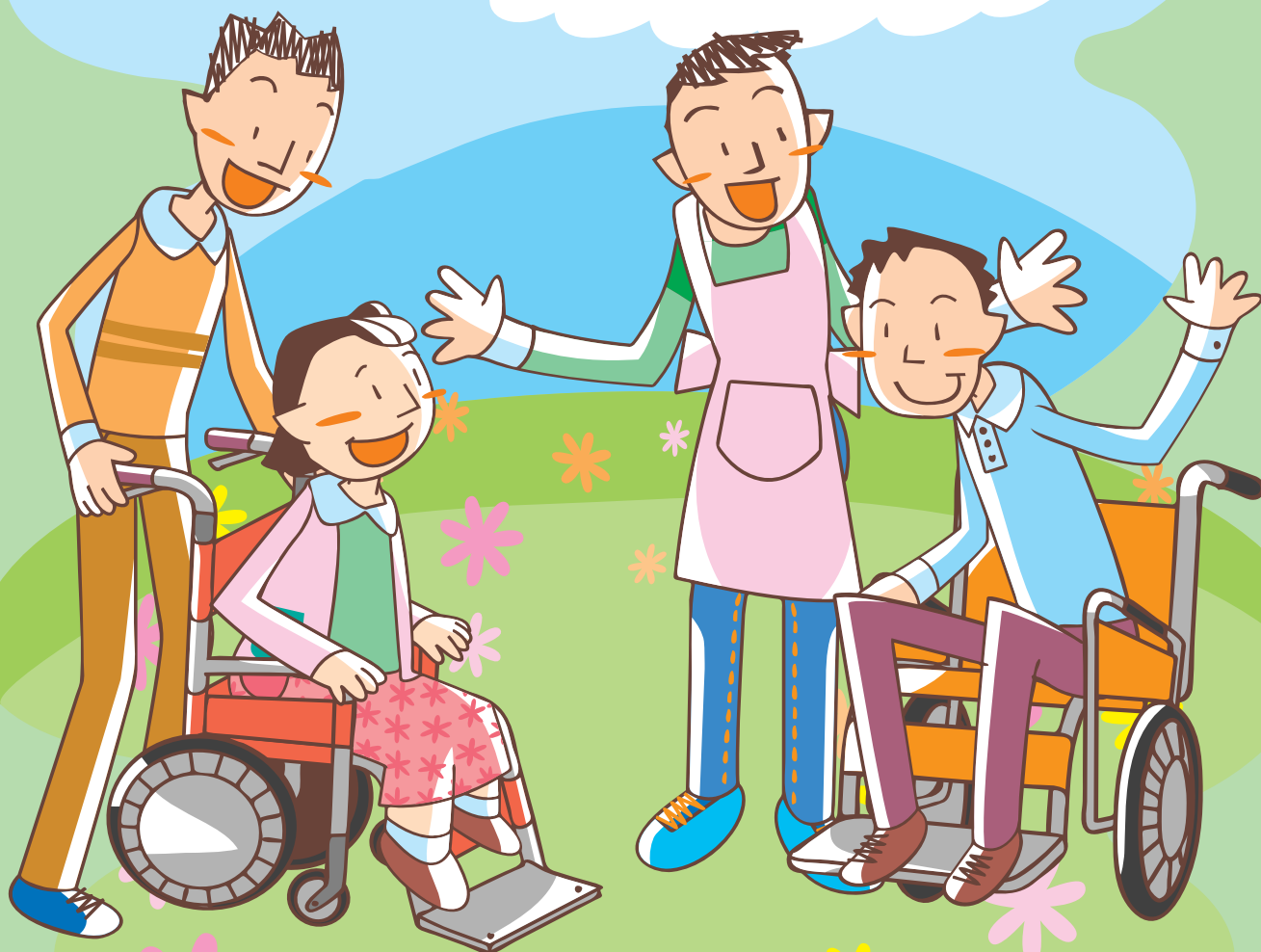


入間市 障害福祉計画



平成19年3月 入間市

入間市
障害福祉計画

平成19年3月
入間市

ごあいさつ

近年、障害者を取り巻く環境には多くの変化があり、国においても障害福祉施策は大きな見直しが行われてきました。

まず、平成15年度からはノーマライゼーションの理念のもとに、行政がサービス内容を決定する従来の措置制度を改め、障害者の自己決定を尊重し、利用者自らがサービスを選択し、事業者と直接に契約する新しい利用制度（支援費制度）に移行しました。これにより、新たにサービスの利用が増えるなど、障害者が、地域生活を進める上での支援が大きく前進しました。さらに平成18年度からは、支援費制度の対象に含まれていなかった精神障害者の方も含め、障害者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障害者自立支援法に基づく新しい制度へと移行しました。



そこで、入間市では、障害者自立支援法における基本方針に則し、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス提供体制の確保などが計画的に図られるように、地域生活への移行などの目標値や指定障害福祉サービスの見込量などを盛り込んだ「入間市障害福祉計画」を策定いたしました。この計画は、「ノーマライゼーション」の考え方を基本として平成15年4月に策定された「入間市障害者プラン」とともに、障害者福祉の一層の推進を図るものであります。

今後とも、障害者福祉の向上のために、入間市民の皆様のさらなるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケートにご協力いただきました皆様、貴重なご意見、ご提言をいただいた障害者団体、関係機関、市民の皆様、さらに熱心なご審議をいただいた入間市障害者福祉審議会の委員の方々に心からお礼を申し上げます。

平成19年3月

入間市長 木下 博

§ 目 次 §

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本的な考え方	3
(1) 計画策定の背景	3
(2) 計画策定の趣旨	7
2 計画の性格と期間	7
(1) 計画の性格	7
(2) 計画の対象者の範囲	7
(3) 計画の期間	8
3 計画の基本理念	9
(1) 基本理念	9
(2) 基本的な視点	10
4 計画の策定体制	11
第2章 障害者（児）の現状	13
1 障害者数の推移	15
2 身体障害者	16
3 知的障害者	17
4 精神障害者	18
5 居宅サービスの利用状況	19
6 施設サービスの利用状況	21
(1) 日中系サービス	21
(2) 居住系サービス	23
7 就学の状況	25
第3章 事業計画	27
1 障害福祉サービスの全体像	29
2 見込量の設定について	32
(1) 障害者数の見込	32
(2) 指定障害福祉サービス	33
(3) 地域生活支援事業	34
3 平成23年度における目標値	36
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	36
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	37
(3) 福祉施設から一般就労への移行	38

4	指定障害福祉サービスの見込	40
	(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	40
	(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	41
	(3) 住まいの確保（居住系サービス）	44
	(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	46
5	地域生活支援事業の見込	47
	(1) 相談支援	47
	(2) 日常的な活動への支援	48
	(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	50
	(4) その他の事業（任意事業）	51
6	サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	53
	(1) 専門的な人材の育成と確保	53
	(2) 確実な情報提供	53
	(3) 施設整備の方針	53
	(4) サービスを利用しやすい環境づくり	53
第4章 計画の推進		55
1	計画の推進のために	57
	(1) 障害者のニーズ把握・反映	57
	(2) 地域社会の理解促進	57
2	推進体制の整備	57
	(1) 市内の推進体制の整備	57
	(2) 地域ネットワークの強化	58
	(3) 計画の点検・管理体制	58
資料編		59
1	入間市障害者福祉審議会条例	61
2	入間市障害者福祉審議会委員名簿	63
3	平成18年度 入間市障害者福祉審議会の経過	64
4	アンケート調査結果の概要	65
5	障害者自立支援法（抄）	85

第 1 章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

わが国では、障害のある人々の「完全参加と平等」を実現させるために「障害者対策に関する長期計画～全員参加の社会づくりをめざして～」が平成5（1993）年3月に策定され、同年に制定された障害者基本法では、障害者の自立と社会参加を推進するため、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられました。また、入間市においても平成5（1993）年3月に「入間市障害者福祉ビジョン～最終報告書」が策定され、障害者のみでなく全市民を対象として障害者福祉に対する基本的な考え方を示し、これに基づく様々な施策を推進してきました。

このような取り組みを受けて、平成14（2002）年に策定された国の「障害者基本計画」においては、障害者の社会への参加、参画を実質的なものとするために、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとした、いわゆるバリアフリー化の推進を求めています。

さらに、平成15（2003）年4月には障害者（児）に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方が従来の行政が利用するサービスを決定する措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きな転換が行われました。

その結果、サービス利用者数が大幅に増加する一方で、サービス提供体制に大きな地域差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴う財政問題などが表面化し、障害のある人々が地域で普通に暮らせるための基盤の整備が大きな課題となってきました。

このような背景から、平成17（2005）年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18（2006）年4月から施行され、同年10月から実質的に開始されています。

この法律では、精神障害を含むすべての障害者を対象に一元的にサービスが提供できるようになっています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を行うとともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築をめざしています。

これを受けて、埼玉県では「彩の国障害者プラン21」の見直しの中で、新たな障害福祉サービスの目標値を平成18（2006）年を初年度とした3年計画の「障害福祉計画」と一体的に策定するとしています。

このような背景を受けて、入間市でも「入間市障害福祉計画」を策定し、利

用者本位の支援体制を確立するとともに、入間市の障害者福祉の一層の推進を図り、すべての障害者が地域での「自由と平等」を基本とした豊かな生活が実現できるよう、障害者一人ひとりのニーズに対応した総合的かつ適切な支援を推進します。

■ 障害者自立支援法 ■

支援費制度の理念である「自己選択と自己決定権」、「利用者本位」を継承しつつ、障害福祉サービスの一元化（施策・事業体系の再編）、利用者負担の見直し、就労移行支援事業や地域生活支援事業の創設など、障害福祉サービスに係る新たな体系を構築することにより、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにすることを目的としています。

自立と共生の社会を実現 障害者が地域で暮らせる社会に

【障害者自立支援法のポイント】

- 1 障害者施策を3障害（身体・知的・精神）一元化
- 2 利用者本位のサービス体系に再編
- 3 就労支援の抜本的強化（障害者がもっと「働ける社会」に）
- 4 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」
- 5 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- 6 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支えあう仕組みの強化
 - （1）国の財政責任の明確化
 - （2）利用したサービスの量等に応じた公平な負担

障害者自立支援法のポイント

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系
（精神障害者は支援費制度の対象外）
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化



- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態と乖離



- 体系を再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 事業参入の規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業生の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%



- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

手続きや基準の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

支えあう仕組みの強化

現状

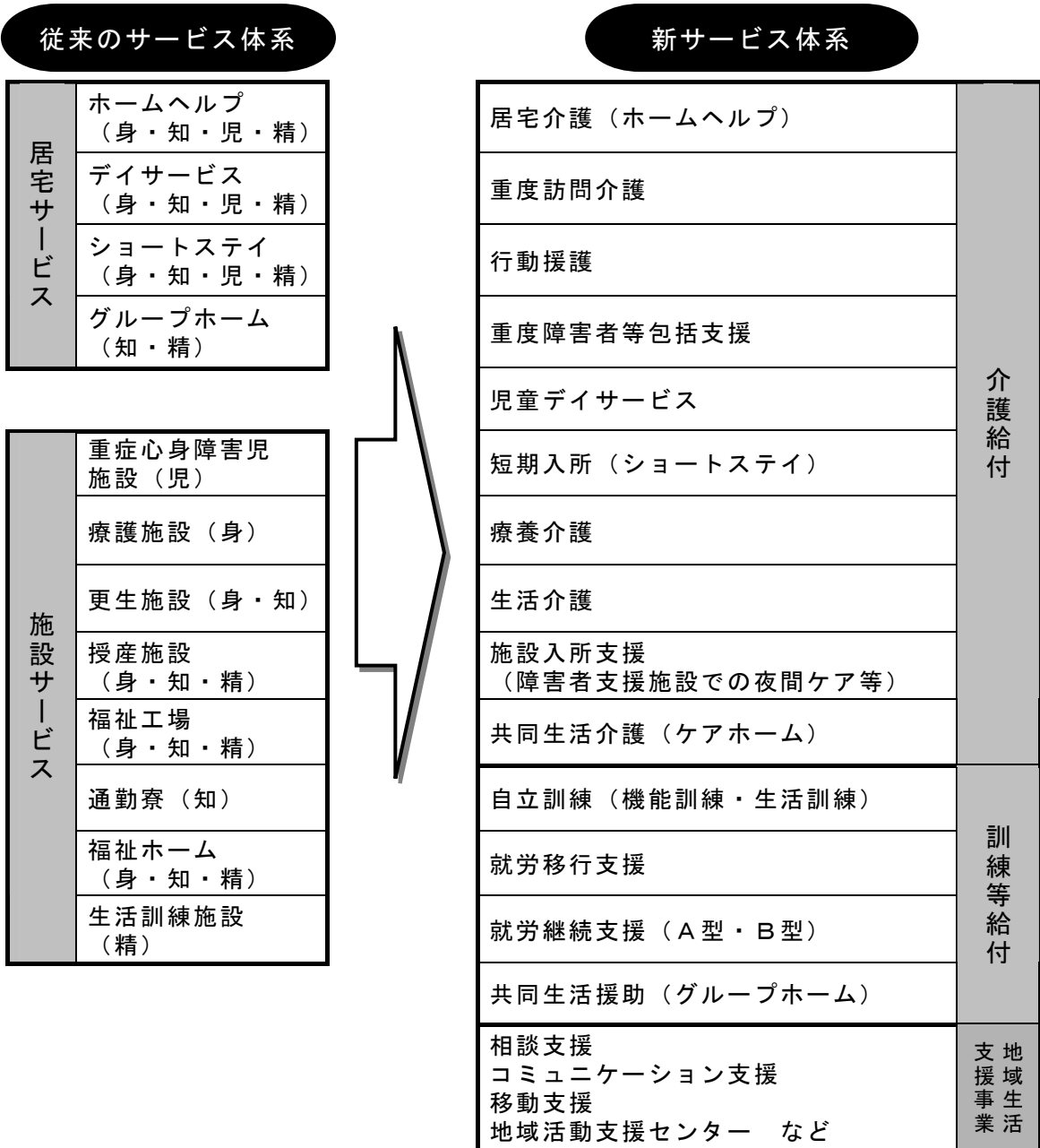
- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

■新サービス体系への移行■

従来のサービス体系は、障害種別、利用種別ごとに複雑な体系となっていました。障害者自立支援法では、障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、以下のように従来のサービスが再編成されました。



(2) 計画策定の趣旨

入間市では平成5（1993）年3月に「入間市障害者福祉ビジョン～最終報告書」を、次いで平成11（1999）年3月には「入間市障害者福祉計画」を、さらに平成15（2003）年4月に「入間市障害者プラン～ささえあう元気な入間～」を策定しました。

これらの計画に共通している入間市の理念は「ノーマライゼーション」と「バリアフリー」を基本とした、「利用者本位の福祉施策」を推進することであり、そのために障害者の声に耳を傾け、そのニーズを的確に受け止め、対応するという姿勢で諸施策を推進してきました。

ここに障害者自立支援法が施行されたことを受け、この法律が求めている障害者福祉のあるべき姿を入間市の実態に即して把握し、障害者のためだけではない全市民の理解と協力により計画を推進できる体制づくりをめざして、「入間市障害福祉計画」を策定します。

これにより、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する目標を定め、各種事業の円滑な提供を推進します。

2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

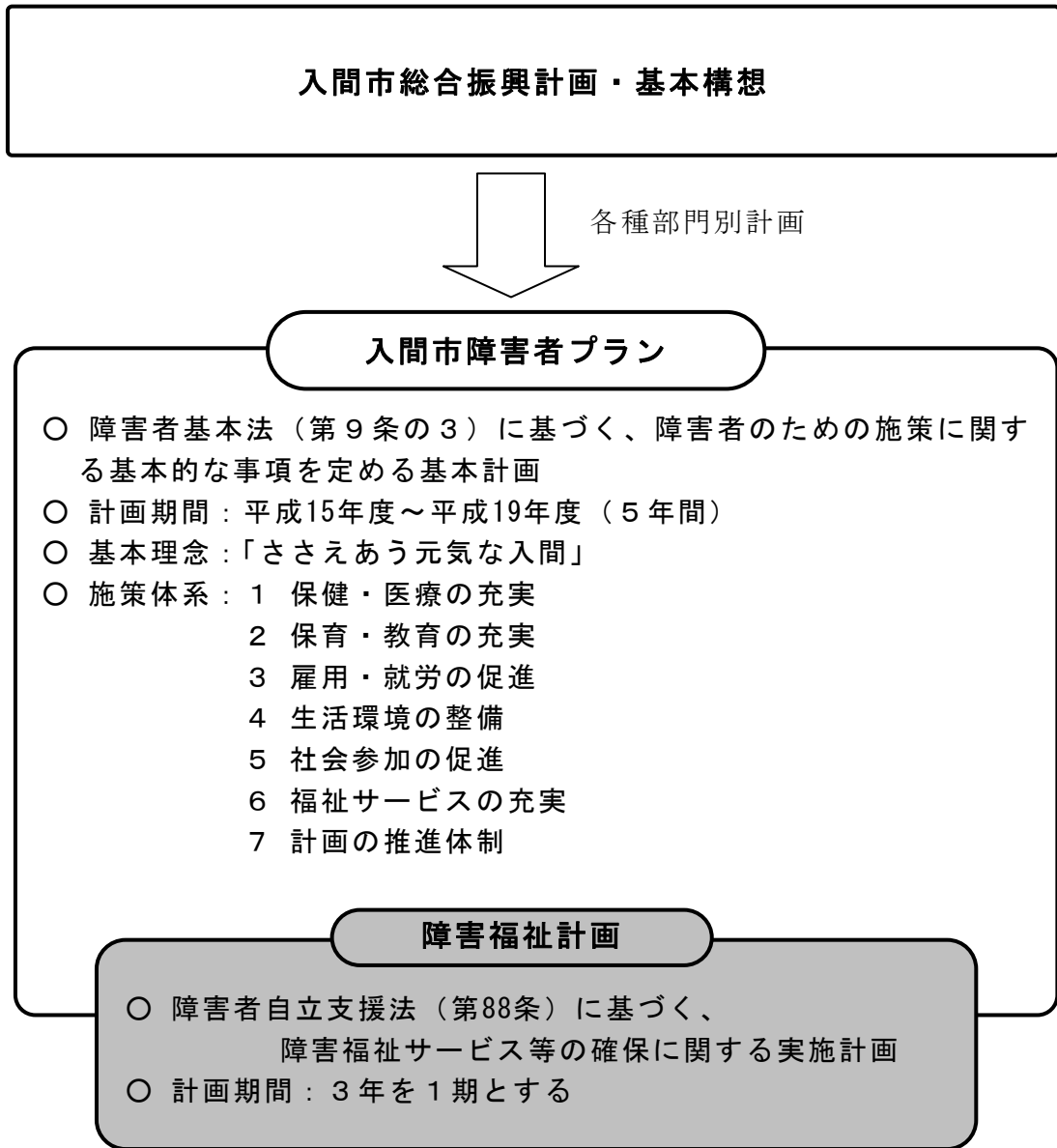
この計画は、障害者自立支援法第88条において策定を定められている市町村障害福祉計画であり、国の基本方針に則し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

この計画は、入間市の障害福祉サービスに係わる計画として、地域性を踏まえるとともに、総合振興計画、入間市障害者プラン、高齢者保健福祉計画などの、入間市の障害者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

(2) 計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、障害者自立支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち18歳以上の者をいいます。また、「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満の者をいいます。

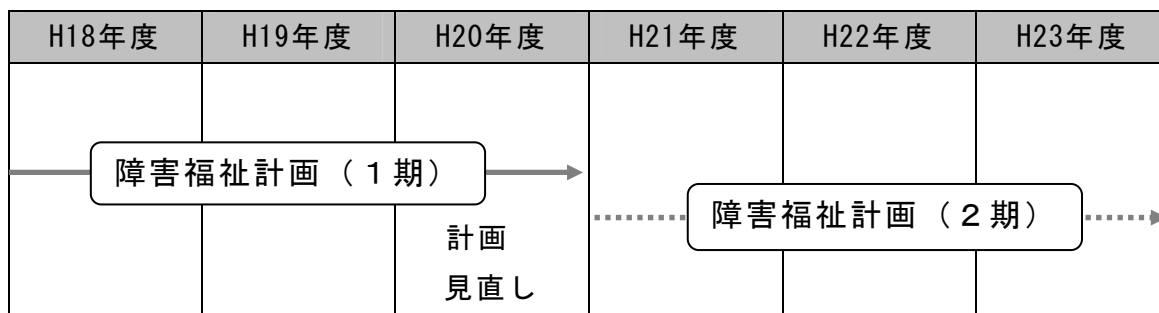
■ 「障害福祉計画」の位置づけ ■



（3）計画の期間

この計画は、平成23年度までの期間を視野に入れ、平成18年度から20年度までの3年間を1期とします。また、平成20年度にこの計画の見直しを行います。

■ 計画の期間 ■



3 計画の基本理念

（1）基本理念

この計画は、障害者自立支援法をはじめ、国が定めている「基本計画」や「基本指針」の理念及び埼玉県「彩の国障害者プラン21」の基本理念を踏まえ、「入間市障害者プラン～ささえあう元気な入間～」に掲げた基本理念である「全市民の自由な生活の実現をめざします」「障害者の社会参加と自立の促進を図ります」「地域社会においてより豊かな人間関係の形成をめざします」という『ノーマライゼーション』の考え方を基本として、全市民の理解と協力の下に障害福祉サービスを推進します。

■ 「入間市障害者プラン～ささえあう元気な入間～」の基本的理念 ■

1 全市民の自由な生活の実現をめざします。

障害のある人も、ない人も、すべての市民の協力によって、潤いと活力のある自由な生活が営める地域社会を築くことをめざします。

自由な生活とは「人間性の尊重と人権の保障」が守られることであり、地域の生活は、これを保障する場として重要な意味を持つということです。

2 障害者の社会参加と自立の促進を図ります。

障害者福祉施策の推進にあたっては、障害者の社会参加と自立を援助することを基本とし、地域社会の中で安心した生活が送れるよう在宅福祉サービス（生活支援）を総合的に推進します。

3 地域社会においてより豊かな人間関係の形成をめざします。

すべての市民が、家庭や地域社会において、より良い人間関係を形成し、ともに生活し、また活動していく地域社会の構築をめざします。

(2) 基本的な視点

基本的視点1 訪問系サービスの充実

障害のある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障害の状態やニーズに応じて、障害のある人一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な居宅支援が受けられるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

基本的視点2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動ができる場の拡充が求められています。障害の状態やニーズに応じて、障害のある人一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中活動の場の確保に努めます。

基本的視点3 地域生活移行の促進

障害のある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点4 地域生活支援事業の充実

障害のある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、生きいきと生活できる社会が求められています。障害者自立支援法における地域生活支援事業を実施し、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実に努めるとともに、各種の障害福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実に努めます。

■ 【参考】国の基本指針における基本的な考え方 ■

障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

■障害福祉サービス■

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

■相談支援■

- 1 中立・公平な立場で適切な相談支援ができる体制の整備
- 2 相談支援事業を効果的に実施するためのネットワークの構築
(障害福祉サービス事業者、雇用、教育、医療等関連分野の関係者からなる「地域自立支援協議会」の設置など)

4 計画の策定体制

この計画は、サービスを利用する当事者である障害のある人に対するアンケート調査を実施するとともに、公募市民、各種関係団体、サービス提供者などの代表で構成する「入間市障害者福祉審議会」による審議を経て策定されています。

第2章 障害者（児）の現状

1 障害者数の推移

入間市の障害者数（平成17年10月1日現在 各手帳所持者数）は全体で4,464人、その内訳は身体障害者が3,490人、知的障害者が570人、精神障害者が404人となっています。

総人口に占める割合をみると、身体障害者は2.3%、知的障害者の割合は0.4%、精神障害者は0.3%となっています。

各障害とも年々増加傾向にあり、総人口に占める割合も増加しています。

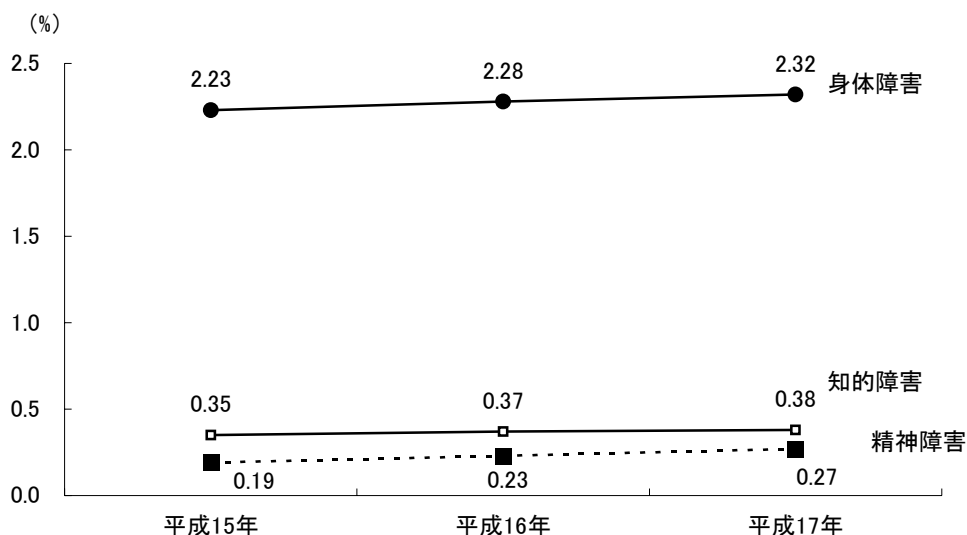
■ 入間市の障害者数 ■

(単位：人)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	149,795	149,978	150,266
身体障害者	3,346	3,418	3,490
知的障害者	521	552	570
精神障害者	282	347	404

※各年10月1日現在 各手帳所持者

■ 総人口に占める障害者の割合の推移 ■



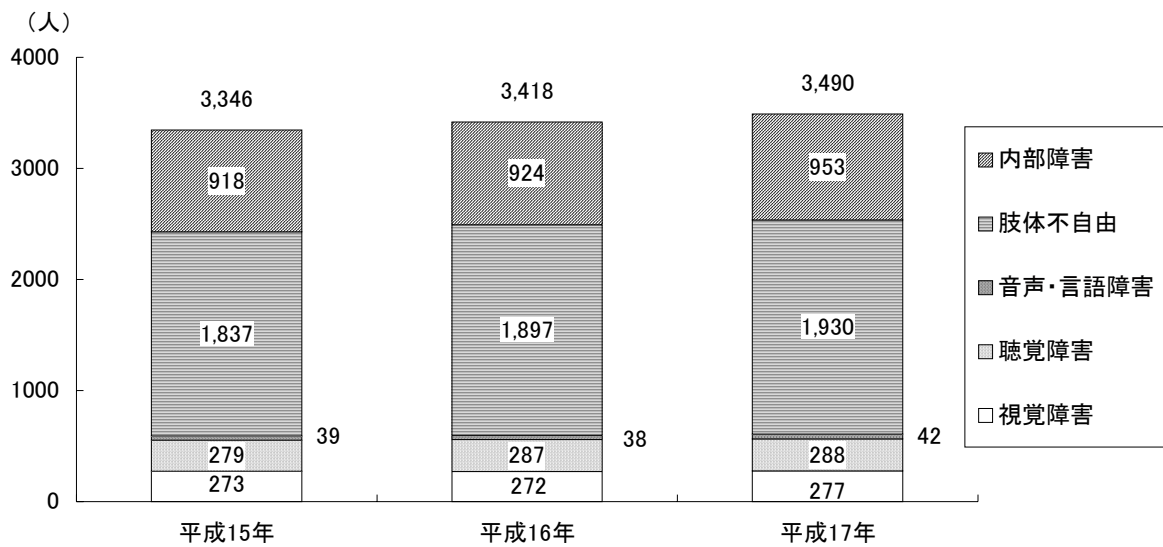
※各年10月1日現在

2 身体障害者

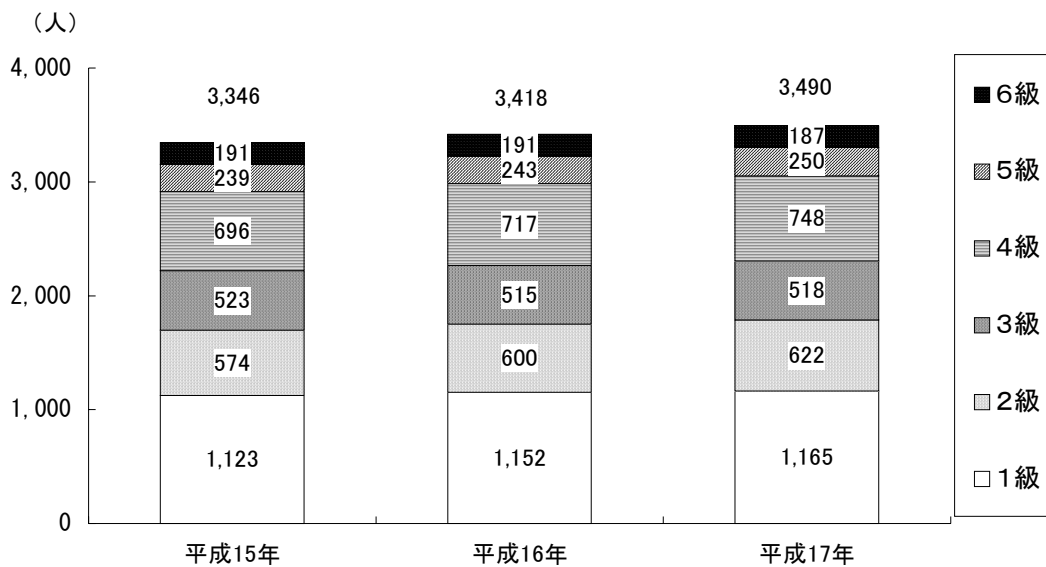
平成17年10月1日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が1,930人（全体の55.3%）と最も多く、次いで内部障害953人（同27.3%）、聴覚障害288人（同8.3%）、視覚障害277人（同7.9%）の順となっています。

また、等級別では1級1,165人（同33.4%）と4級748人（同21.4%）の占める割合が多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数（障害種類別） ■



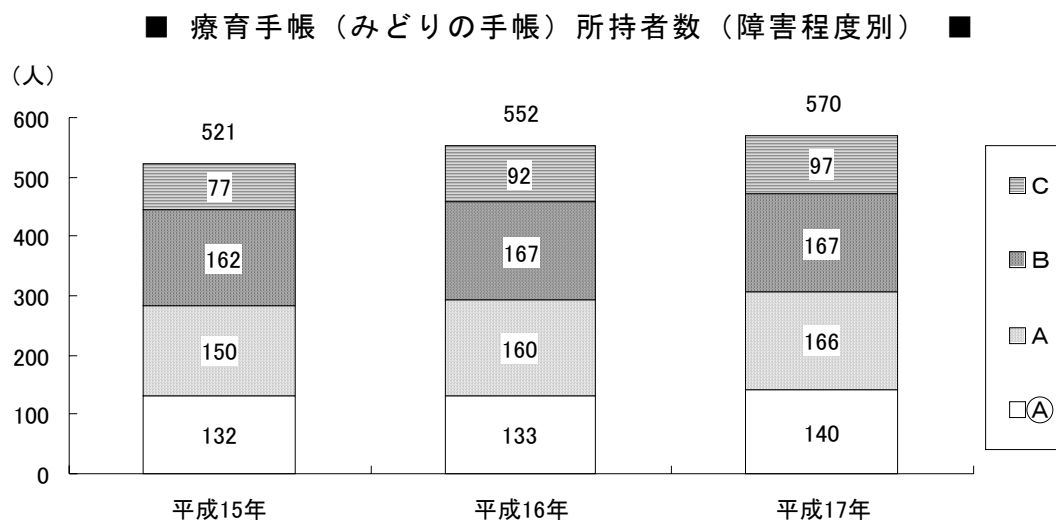
■ 身体障害者手帳所持者数（障害程度別） ■



※各年10月1日現在

3 知的障害者

平成17年10月1日現在における知的障害の程度別の状況は、㉠140人（全体の24.6%）、A166人（同29.1%）、B167人（同29.3%）、C97人（同17.0%）となっています。



（単位：人）

区 分	平成15年	平成16年	平成17年
㉠	132	133	140
内18歳未満	34	33	34
A	150	160	166
内18歳未満	43	48	46
B	162	167	167
内18歳未満	44	45	43
C	77	92	97
内18歳未満	30	37	35

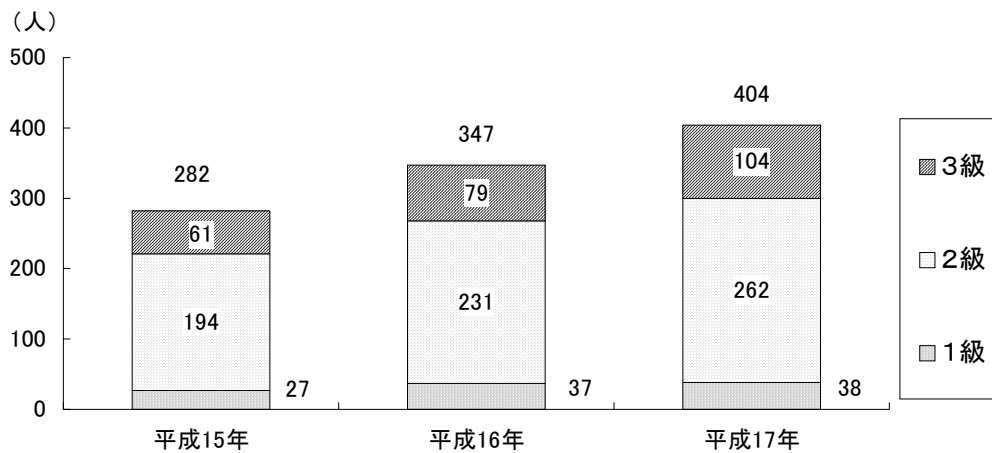
※各年10月1日現在

4 精神障害者

平成17年10月1日現在における精神障害者の程度別の状況は、1級が38人(手帳所持者数合計の9.4%)、2級が262人(同64.9%)、3級が104人(同25.7%)となっています。精神障害者手帳所持者は、手帳制度の定着に伴い全体的に大きく増加しています。

なお、精神障害に関する通院医療費公費負担制度の利用者数は平成17年では1,385人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別） ■



(単位：人)

区分	平成15年	平成16年	平成17年
1 級	27	37	38
2 級	194	231	262
3 級	61	79	104
合 計	282	347	404
通院医療費公費負担制度利用者数	1,128	1,261	1,385

※各年10月1日現在

5 居宅サービスの利用状況

支援費制度に関する各種居宅サービスの利用実績は、以下のようになっています。利用者数は概ね横ばいで推移していますが、知的障害者の移動介護などでは利用量が増加しているものも見られます。

◆身体障害者◆

サービス種別	平成16年			平成17年		
	利用者 実人数	延べ 利用量	単位	利用者 実人数	延べ 利用量	単位
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	49	1,571	時間／月	51	1,526	時間／月
内 身体介護	13	241	時間／月	14	258	時間／月
内 家事援助	20	298	時間／月	19	265	時間／月
内 移動介護	27	694	時間／月	30	700	時間／月
内 日常生活支援	5	339	時間／月	3	304	時間／月
短期入所事業（ショートステイ）	6	51	日数／月	8	50	日数／月

*各年10月実績値

◆知的障害者◆

サービス種別	平成16年			平成17年		
	利用者 実人数	延べ 利用量	単位	利用者 実人数	延べ 利用量	単位
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	9	116	時間／月	17	229	時間／月
内 身体介護	0	0	時間／月	1	25	時間／月
内 家事援助	4	44	時間／月	5	50	時間／月
内 移動介護	6	72	時間／月	11	155	時間／月
短期入所事業（ショートステイ）	7	14	日数／月	12	77	日数／月

*各年10月実績値

◆障害児◆

サービス種別	平成16年			平成17年		
	利用者 実人数	延べ 利用量	単位	利用者 実人数	延べ 利用量	単位
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	3	45	時間／月	6	114	時間／月
内 身体介護	2	33	時間／月	3	40	時間／月
内 家事援助	0	0	時間／月	0	0	時間／月
内 移動介護	2	12	時間／月	5	75	時間／月
デイサービス事業	1	3	日数／月	2	7	日数／月
短期入所事業（ショートステイ）	6	34	日数／月	5	16	日数／月

*各年10月実績値

◆精神障害者◆

サービス種別	平成16年			平成17年		
	利用者 実人数	延べ 利用量	単位	利用者 実人数	延べ 利用量	単位
居宅介護等事業（ホームヘルプ）	2	18	時間／月	4	24	時間／月
短期入所事業（ショートステイ）	0	0	日数／月	0	0	日数／月

*各年10月実績値

◆重度障害者◆

サービス種別	平成16年			平成17年		
	利用者 実人数	延べ 利用量	単位	利用者 実人数	延べ 利用量	単位
重度心身障害児施設	1		人	1		人
進行性筋萎縮症療養等給付事業	2		人	2		人

*各年10月実績値

6 施設サービスの利用状況

(1) 日中系サービス

平成17年度実績では、身体障害者41人、知的障害者144人が各種施設を利用しています。また、デイサービス等を20人、小規模作業所を90人が利用しており、総計327人が日中活動の法定施設サービスを利用しています。この内、市内には「身体障害者療護施設」「身体障害者通所授産施設」「知的障害者更生施設」「知的障害者通所授産施設」「デイサービスセンター」「精神障害者生活訓練施設」「精神障害者小規模通所授産施設」があり、市民128人が利用しています。

この他に法定外施設として心身障害者地域デイケア施設が5施設、精神障害者小規模作業所が1施設あり、市民86人が利用しています。

◆身体障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
身体障害者更生施設		0	1
身体障害者療護施設		25	26
身体障害者授産施設		15	14
身体障害者通所授産施設		0	0
身体障害者福祉工場		0	0
身体障害者小規模通所授産施設		0	0
身体障害者計		40	41

*各年10月実績値

◆知的障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
知的障害者更生施設（入所）		70	73
知的障害者更生施設（通所）		5	5
知的障害者授産施設（入所）		5	5
知的障害者授産施設（通所）		49	61
知的障害者福祉工場		0	0
知的障害者小規模通所授産施設		0	0
知的障害者計		129	144

*各年10月実績値

◆精神障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
精神障害者生活訓練施設		14	13
精神障害者入所授産施設		0	0
精神障害者通所授産施設		0	0
精神障害者福祉工場		0	0
精神障害者小規模通所授産施設		19	19
精神障害者計		33	32

*各年10月実績値

◆デイサービス・作業所◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
身体障害者デイサービス		13	15
知的障害者デイサービス		0	0
精神障害者地域生活支援センター		—	5
デイサービス等合計		13	20
小規模作業所（3障害合計）		105	90

*1日あたりの平均実利用人数

*精神障害者地域生活支援センターの平成17年実績は11月実績値
（平成17年11月開所のため）

◆施設利用状況（計）◆

	利用者数（人）		
	平成15年	平成16年	平成17年
利用者数（人）	309	320	327
内 市内施設利用者数（人）	215	211	214

*各年10月実績値

(2) 居住系サービス

平成17年度実績では、身体障害者27人、知的障害者67人が各種施設を利用しています。また、グループホームを4人、福祉ホームを7人が利用しており、総計118人が居住系のサービスを利用しています。この内、市内には「身体障害者療護施設」「知的障害者更生施設」「精神障害者グループホーム」「精神障害者福祉ホーム」があり、市民41人が利用しています。

◆身体障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
身体障害者更生施設		0	1
身体障害者療護施設		23	24
身体障害者授産施設		2	2
身体障害者計		25	27

◆知的障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
知的障害者更生施設（入所）		59	62
知的障害者授産施設（入所）		5	5
知的障害者計		64	67

◆精神障害者◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
精神障害者生活訓練施設		14	13
精神障害者入所授産施設		0	0
精神障害者計		14	13

◆グループホーム等◆

施設種別	利用者実数	利用者数（人）	
		平成16年実績	平成17年実績
精神障害者グループホーム		4	4
精神障害者福祉ホーム		7	7
グループホーム等計		11	11

■ 【参考】市内施設一覧 ■

平成17年10月現在、市内には以下の施設が設置されています。

施設名	サービス名	定員数
大樹の里	身体障害者療護施設	50
	身体障害者療護施設（通所利用）	4
大樹館	知的障害者入所更生施設	50
	知的障害者通所更生施設（通所利用）	19
大樹作業所	身体障害者通所授産施設	20
入間デイサービスセンター-大樹	身体障害者デイサービスセンター	—
授産施設大樹	知的障害者通所授産施設	40
こやた大樹作業所	知的障害者通所授産施設	30
授産施設おおり	知的障害者通所授産施設	50
いるまの里	精神障害者生活訓練施設	20
創和ユニット	精神障害者小規模通所授産施設	19
UⅡショップさきわい	精神障害者小規模作業所	12
東町ホーム	精神障害者グループホーム	5
やすらぎの家	精神障害者福祉ホーム	10
入間市扇台福祉作業所	心身障害者地域デイケア施設	19
虹の郷	心身障害者地域デイケア施設	19
けやき作業所	心身障害者地域デイケア施設	19
あすなろ	心身障害者地域デイケア施設	19
入間市花の郷作業所	心身障害者地域デイケア施設	19
つばさ	生活ホーム	6
雉鳩	生活ホーム	7
こやた大樹	生活ホーム	7

*平成17年10月現在

7 就学の状況

平成18年度現在、盲・ろう・養護学校在籍者数は80人となっています。卒業生は毎年10名程度であり、卒業後の進路としては授産施設通所や地域デイケア施設の利用が比較的多くなっています。さらに、市内市立小学校には42人の児童が、市立中学校には28人の生徒が特殊学級に在籍しており、そのほかに普通学級においても障害のある児童・生徒たちが学んでいます。また、学校生活において介助を必要とする児童・生徒には、必要に応じて介助員を配置しています。

なお、学校教育法の改正により、平成19年4月から盲・ろう・養護学校は特別支援学校に、特殊学級は特別支援学級となります。

◆盲・ろう・養護学校在籍者数（市内在住者のみ）◆

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合 計	73	73	81	80
小学部	24	23	26	20
中学部	21	16	11	16
高等部	28	34	44	44

◆高等部卒業生数・卒業生の進路◆

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
合 計	6	11	11	12
進学	1	0	0	1
就職	0	1	2	1
職業訓練施設	0	4	1	0
更生施設入所	0	0	0	0
授産施設入所	0	1	0	0
授産施設通所	3	2	5	6
作業所	0	1	0	0
地域デイケア施設	2	2	3	3
在宅	0	0	0	1
不明	0	0	0	0

*平成18年度は予定

第 3 章 事業計画

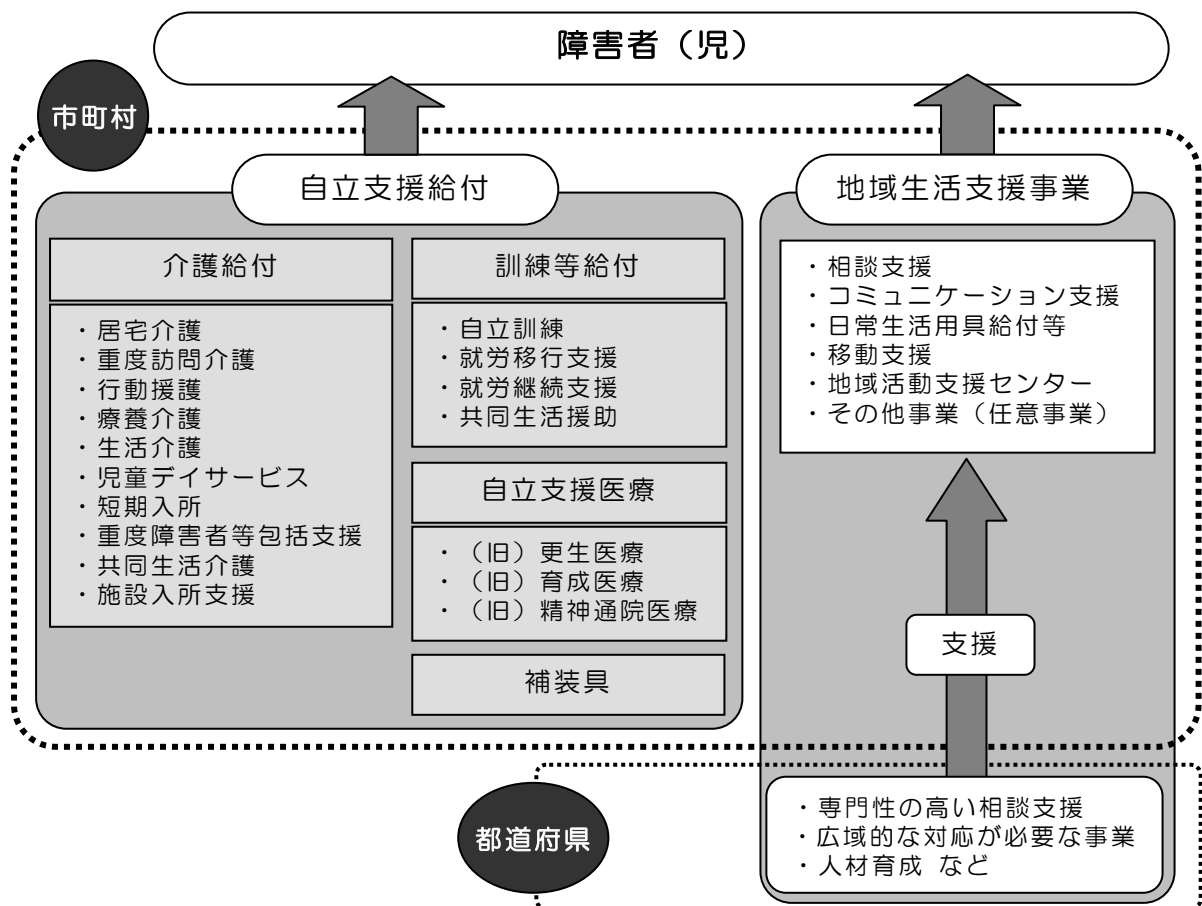
1 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等、移動支援、地域活動支援センターの必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他事業（任意事業）があります。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■

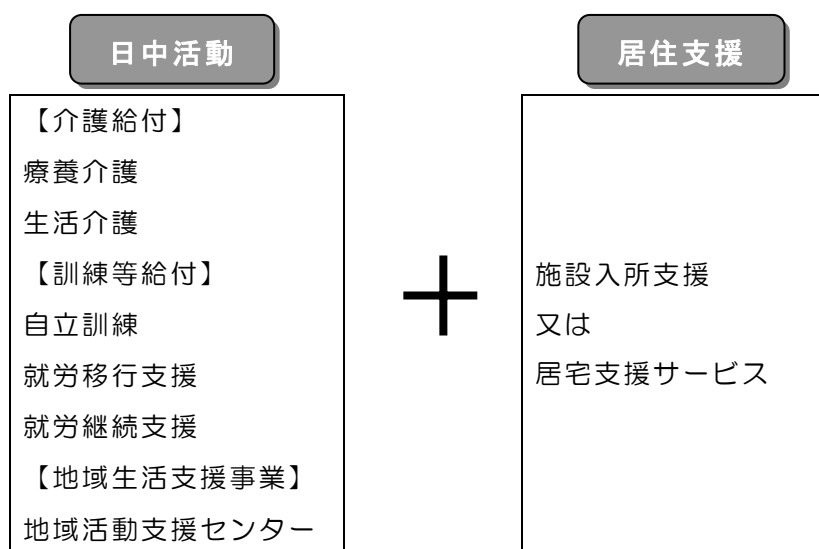


また、障害者自立支援法に規定される障害のある人へのサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われるよう再編されます。

特に入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者それぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能となります。

■ 施設におけるサービス提供 ■

従来の施設サービスにおいては、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうちから、また夜間は入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすこととなります。



■ 新サービスとその内容 ■

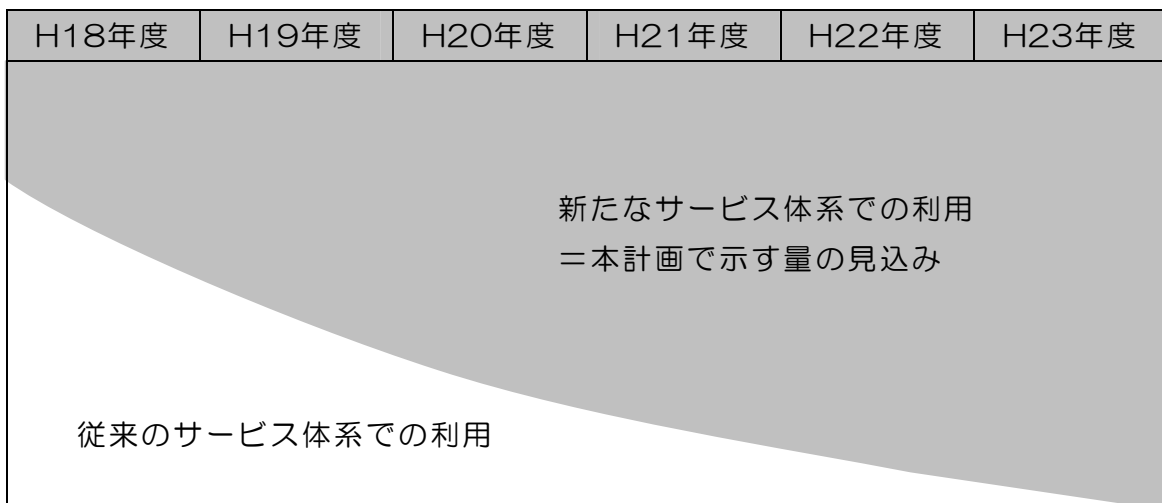
新体系	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行う
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行う
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行う
児童デイサービス	障害児に、日常生活動作、集団生活への適応訓練等を行う
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(平日の日中は日中活動の事業を利用)
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う
相談支援	相談・情報提供及びサービス利用計画の作成・調整
コミュニケーション支援	手話通訳等の派遣を行う
日常生活用具の給付・貸与	日常生活用具の給付・貸与
移動支援	ガイドヘルパーなどによる移動支援
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動、社会参加・交流事業の支援

2 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新たなサービス体系への移行期間が概ね5年程度あるため、計画期間中は従来のサービス体系で利用する人と新たなサービス体系で利用する人との両方が存在することになります。このため、障害者自立支援法に基づく本計画においては、新たなサービス体系で利用する人に関してそのサービス量を見込量として設定します。

■ 事業者の新サービス体系への移行 ■



（1）障害者数の見込

入間市の障害者数（手帳所持者数）は緩やかに増加してきました。計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成20年度には合計4,951人、平成23年度には合計5,430人となるものと見込まれます。

■ 障害者数推計値 ■

	H18年度	H19年度	H20年度	H23年度
身体障害者	3,565	3,640	3,716	3,934
知的障害者	595	620	645	720
精神障害者	466	528	590	776
障害者数合計	4,626	4,788	4,951	5,430

* 数値は各手帳所持者数

(2) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、支援費制度等における利用実績を基に、国や県の移行に関する考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸び、市内事業者の新体系への移行計画など入間市の状況を考慮して見込量を算出します。

また、これらの指定障害福祉サービスを複数利用し、かつ施設や自立訓練、グループホーム等の利用調整機能を有するサービスを利用しない人に対して提供される、指定相談支援（サービス利用計画作成支援）についても見込量を算出します。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	生活介護 療養介護 児童デイサービス 短期入所（ショートステイ）	共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	共同生活援助（グループホーム）

(3) 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。入間市では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として以下の事業を実施し、見込量を定めます。

地域生活支援事業においては、従来提供されてきたサービスにおける利用実績を基に、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど入間市の状況を考慮して見込量を算出します。

また、障害者自立支援法では、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。入間市においても、「地域自立支援協議会」を設置し、地域におけるネットワークの構築や市内の資源の開発・改善に向け地域関係機関との連携、地域における様々な支援策等について検討します。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー	
(1) 相談支援	①相談支援事業
	障害者相談支援事業 地域自立支援協議会
	②市町村相談支援機能強化事業
	③住宅入居等支援事業
(2) コミュニケーション支援	④成年後見制度利用支援事業
	①手話通訳者派遣事業 ②要約筆記者派遣事業
(3) 日常生活用具給付等	
(4) 移動支援	
(5) 地域活動支援センター	①基礎的事業
	②機能強化事業
(6) その他事業（任意事業）	①福祉ホーム事業
	②訪問入浴サービス事業
	③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業
	④知的障害者職親委託制度
	⑤生活支援事業
	⑥日中一時支援事業
	⑦社会参加促進事業

■ 地域自立支援協議会の役割 ■

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、入間市が設置し、定期的に協議を行っています。

【構成メンバー】

障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、障害者団体、学識経験者、公募委員など、入間市の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成されています。

【主な機能】

- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護や就労支援など、分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

3 平成23年度における目標値

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所数 (A)	93人	平成17年10月実績
自然退所者数 (B)	3人	(A)のうち平成23年度までに自然退所(死亡・入院等)する者の見込数
【目標値】地域生活移行数 (C)	6人	(A)のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	6.5%	(C/A) 県の目標は10%以上
新たな施設入所支援利用者 (D)	6人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の入所者数 (E)	90人	平成23年度末の利用人員見込 (A - B - C + D)
【目標値】入所者削減見込 (F)	3人	差引減少見込数 (A - E)
削減率	3.2%	(F/A) 県の目標は4%以上

* 「平成17年10月の入所者数 (A)」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・ 現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・ 平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標の達成に向けて】

- 入所施設への入所を希望する待機者もいることから、地域生活への移行者の人数がすべて入所者の削減となるとはいえないものの、少しでも多くの方が入所施設から地域生活へ移行ができるよう支援に努めます。
- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、近隣市町とも連携しつつ、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが先ず必要となります。このため、地域での生活をささえる各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成24年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（「退院可能精神障害者」）が退院することをめざします。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障害者数	17人	平成18年6月県調査における退院可能精神障害者数を基に、入間市の数値として算出した値
【目標値】減少数	17人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・平成14年度における退院可能精神障害者数に基づき、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標の達成に向けて】

- 精神福祉の分野では、地域の受け皿はまだ十分とはいえないため、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、近隣市町と連携を取りながら、市内の既存の事業や施設の有効活用も含め、居場所づくりを支援していきます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。「地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制を強化していきます。
- また、地域における精神保健福祉の推進には、住民の正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組めます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

【目標値】

項目	人数	備考
現在の年間一般就労者数 (実績)	1人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	5人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

■ 【参考】国の基本指針 ■

- ・現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用することを指す。

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、近隣市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 入間市では平成20年度を目標に「就労支援センター」の設置を予定しています。計画期間内の開設に向けて着実に検討を重ねるとともに、ハローワークや障害者職業センター等との連携を図り、障害のある人の就労支援体制の整備に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力だけでなく、それに関わるすべての人の見守りやささえが大切であり、地域住民全員の協力体制づくりを図ります。

4 指定障害福祉サービスの見込

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護（重度等を含む）【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していただけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方に、居宅介護や外出時の移動支援を総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方などが行動する時に、危険回避や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする方に、居宅介護等複数のサービスの包括的な提供を行います。

【サービス見込量】

- 利用者実績は平成16年度から横ばいで推移しています。
- 見込量は、平成20年度に48人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護	32人、 682時間	35人、 770時間	38人、 836時間	47人、1,034時間
重度訪問介護	7人、 598時間	7人、 598時間	8人、 680時間	10人、 850時間
行動援護	0人、 0時間	1人、 90時間	1人、 90時間	2人、 180時間
重度障害者等 包括支援	0人、 0時間	0人、 0時間	1人、 120時間	2人、 240時間
合計	39人、1,280時間	43人、1,458時間	48人、1,726時間	61人、2,304時間

*数値は一月あたり利用人数及び利用時間

【見込量確保に向けて】

- ・現状では訪問系サービス提供事業者はほぼ充足しています。新しい制度の定着や地域移行の促進に伴うサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①「施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある子どもが通える施設、介助者が病気の場合などの短期入所の場合など、日中も安心して生活できるような介護サービスの充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活動作、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

○ショートステイやデイサービスの利用者数は安定した推移となっています。

○各サービスの見込量は、以下の通りです。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	1,328人日分	1,709人日分	1,877人日分	2,264人日分
療養介護	3人分	3人分	3人分	3人分
児童デイサービス	7人日分	9人日分	11人日分	14人日分
短期入所 (ショートステイ)	181人日分	232人日分	276人日分	428人日分

*数値は一月あたり、人日分は延べ利用者数に相当する単位（常時介護を必要とする療養介護の単位は、単に利用者数とした）

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、新制度による利用者の意向や事業者の動向等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害者が地域生活を営むことができるように、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

○従来、法定施設や地域の通所施設の中で提供されてきたサービスです。

○見込量は、新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	1人日分	12人日分	15人日分	32人日分
自立訓練 （生活訓練）	74人日分	203人日分	287人日分	446人日分

*数値は一月あたり、人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

・市内施設の空き状況や新制度による利用者の動向に注意しつつ、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

市内・外にかかわらず、働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

○就労支援強化のための新しいサービスです。従来は、法定施設や地域の通所施設によるサービスの中でその機能が提供されてきました。

○見込量は、新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	3人日分	293人日分	269人日分	354人日分
就労継続支援 (A型)	0人日分	22人日分	23人日分	138人日分
就労継続支援 (B型)	1,372人日分	1,820人日分	1,863人日分	2,586人日分

*数値は一月あたり、人日分は延べ利用者数に相当する単位

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、新制度による利用者の動向や事業者の意向、移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・あわせて、障害のある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備していきます。

(3) 住まいの確保（居住系サービス）

① 居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、施設入所以外の居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活介護 （ケアホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量（年間）】

○現在の利用は数名にとどまっており、ここ数年では大きな変化は生じないと考えられますが、介助者の高齢化等に伴い、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。

○見込量は、平成20年度に12人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	1人分	1人分	1人分	1人分
共同生活援助 （グループホーム）	7人分	9人分	11人分	14人分
合計	8人分	10人分	12人分	15人分

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

・必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、近隣市町と連携し、情報提供や運営方法についての相談など、事業者へ必要な支援に努めます。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実をめざします。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

- 施設入所利用者は、知的障害者を中心にやや増加しています。
- 見込量は、平成20年度に93人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	28人分	73人分	93人分	107人分

*数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、近隣市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組みます。

(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画を作成します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援	障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用計画を作成します。

【サービス見込量】

- 施設入所や自立訓練、重度障害者等包括支援等を利用しない比較的重度の人で複数の在宅サービスを利用する人が対象になります。
- 見込量は、平成20年度に14人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
指定相談支援	7人分	11人分	14人分	19人分

*数値は一月あたり

*施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・障害者相談支援事業所に対応します。支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、相談体制の充実に努めます。

5 地域生活支援事業の見込

(1) 相談支援

身体障害、知的障害、精神障害も含め、障害のある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

- 障害者相談支援事業は、平成19年度から1か所実施します。
- 地域自立支援協議会は、平成18年度から実施します。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
障害者相談支援事業	—	1か所	1か所	1か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所	1か所
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施

【実施に向けた考え方】

- ・より困難なケースや、権利擁護への十分な対応ができるよう、地域自立支援協議会での協議を基に、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 日常的な活動への支援

障害者の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

① コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の量の見込み（年間）】

○見込量は、平成20年度に65人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	65人 948件	65人 982件	65人 1,006件	65人 1,070件
手話通訳者派遣事業	948件	970件	992件	1,050件
要約筆記者派遣事業	0件	12件	14件	20件

* 数値は年間計、上段は利用見込者数、下段は延べ利用見込件数

【実施に向けた考え方】

- ・すでに実施している手話通訳者派遣に加え、平成19年度からは要約筆記者派遣についても実施します。
- ・従来から行っている手話通訳者養成講習会及び要約筆記奉仕員養成講習会を引き続き実施し、手話通訳者及び要約筆記者の育成支援に努めます。

② 日常生活用具の給付

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み】

○見込量は、平成20年度に1,973件と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	1,964件	1,968件	1,973件	1,981件
介護・訓練支援用具	7件	7件	7件	7件
自立生活支援用具	40件	40件	41件	41件
在宅療養等支援用具	12件	12件	12件	12件
情報・意思疎通支援用具	35件	35件	35件	35件
排泄管理支援用具	1,868件	1,872件	1,876件	1,884件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2件	2件	2件	2件

* 数値は年間計

【実施に向けた考え方】

・従来から行ってきた事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	円滑に外出できるよう、ガイドヘルパーなどにより移動を支援します。

【事業の量の見込み】

○実施か所数は、平成20年度に17か所と見込みます。

○見込量は、平成20年度に70人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	15か所 54人分 930時間	16か所 62人分 999時間	17か所 70人分 1,084時間	20か所 98人分 1,348時間

* 数値は一月あたり

【実施に向けた考え方】

・従来は外出介護として提供していたサービスであり、引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活を支援する観点から、社会との接点をもつことが重要です。雇用・就労の困難な障害者でも活動する機会が持てるように、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<p><基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。</p> <p><機能強化事業> センターの機能強化を図るために、専門職員の配置や、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の実施、雇用・就労が困難な在宅障害者に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。</p>

【事業の量の見込み】

○地域活動支援センターの実施か所数は、平成20年度までに5か所と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
地域活動支援センター 基礎的事業	1か所 15人分	5か所 69人分	5か所 69人分	6か所 84人分
地域活動支援センター 機能強化事業	1か所 15人分	5か所 69人分	5か所 69人分	6か所 84人分

* 数値は一月あたり

【実施に向けた考え方】

- ・従来の地域デイケア施設などを活用し実施します。
- ・新サービスの提供に向け、新制度による利用者の動向や事業者の移行状況を把握しつつ、どのような支援が可能かを検討していきます。

(4) その他の事業（任意事業）

入間市で実施してきた地域生活をささえる各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置づけて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
福祉ホーム事業	居住の場を求めている方に、低額な料金で居室やその他の設備を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。また、訓練を終了し施設から就労等により自立する人に就職支度金を支給します。
知的障害者職親委託制度	知的障害のある人を一定期間、事業経営者等（職親）に預け、生活指導および技能訓練を行います。
生活支援事業（精神障害者小規模地域生活支援センター事業）	精神障害のある方に対して日中の居場所、就労へのステップとしての生産活動の機会や、仲間づくりなどの交流促進の場を提供します。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進や手話通訳者養成講習、福祉タクシー事業など、障害のある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の量の見込み】

○従来から提供していたサービスであり、継続して事業を実施します。

サービス名	単 位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
福祉ホーム事業	施設数	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	年間 利用回数	20	20	20	20
更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	年間件数	132	133	133	133
知的障害者職親委託事業	対象者数	1	1	1	1
生活支援事業（精神障害者小規模地域生活支援センター事業）	施設数	1	1	1	1
日中一時支援事業	月間 利用人数	5	7	7	7

サービス名	単 位	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成23 年度
社会参加促進事業					
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	開催件数	5	5	5	5
点字・声の広報等発行事業	発行回数	26	26	26	26
手話通訳者・要約筆記奉仕員養成講習会開催等事業	開催件数	2	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	年間件数	0	3	3	3
自動車改造費助成事業	年間件数	5	5	5	5
自動車等燃料費助成事業	年間件数	8,850	9,558	10,322	13,001
福祉タクシー事業	年間件数	23,700	24,885	26,129	30,246
聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成事業	助成人数	63	63	63	63

【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

6 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保を図るとともに、資質の向上に努めます。

（２）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、広報やホームページなどの活用とともに、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。広域的な対応が必要な施設に関しては、近隣市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域づくりの実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくためには、障害者福祉事業と保健、医療、教育、保育、労働・雇用などの関連諸分野との連携が不可欠です。各分野はそれぞれ固有の機能を持ち、指導・治療・教育などを必要に応じて機能させ、かつ相互に連携し対応できるシステムを構築していく必要があります。関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

また、この計画を円滑に推進するために「地域自立支援協議会」の果たす役割は非常に大きなものとなります。様々な立場からの参画を得て「地域自立支援協議会」を設置し、入間市の障害福祉に関するシステムの確立や、市内の資源の開発・改善に向け協働で取り組みます。

(2) 地域ネットワークの強化

障害者の地域生活を円滑にするためには、市内にある既存の施設（入間市健康福祉センターや各施設など）や社会福祉協議会などとの連携も欠かせません。また、地域における福祉の推進は行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

「地域自立支援協議会」を中核として各種機関、施設、住民と行政との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、市内の組織を活用して計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

資料編

1 入間市障害者福祉審議会条例

平成2年9月28日

条例第24号

(設置)

第1条 障害者の福祉に関する事項について審議するため、入間市障害者福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、障害者の福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、知識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

(入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 入間市特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 入間市障害者福祉審議会委員名簿

(任期 平成18年4月1日から平成20年3月31日まで)

◎会長 ○副会長

No.	選出区分	氏名
1	市議会の議員	しかくら ていじ 鹿倉 貞二
2		よしざわ かつら 吉澤 かつら
3	市民からの公募	ひらの さとし 平野 敏
4		よしはら まさみ 吉原 正巳
5		なんば ひろし 難波 博
6	障害者に関する 団体・役員等	かみやま よしこ 上山 欣子
7		しもざと たかこ 下里 隆子
8		まつい さちこ 松井 幸子
9		もりた のぼる 森田 登
10		すずき けんいち 鈴木 賢一
11		にいみ しげお 新美 重雄
12		◎ つだ よしお 津田 由夫
13	その他の知識経験者	まつもと としあき 松本 寿昭
14		しおや かずお 塩屋 和雄
15		○ ふくしま しんご 福島 慎吾

(敬称略)

3 平成18年度 入間市障害者福祉審議会の経過

	開催日	審議事項の概要
第1回	平成18年 7月31日(金)	委員委嘱、会長・副会長の選出、諮問
第2回	平成18年 8月29日(火)	アンケート調査の対象者・項目について
第3回	平成18年 11月16日(木)	アンケートの回収状況と今後の予定について
第4回	平成19年 1月29日(月)	障害福祉計画の素案について
第5回	平成19年 2月23日(金)	市民意見募集等による意見について
調整会議	平成19年 3月9日(金)	障害福祉計画最終案の調整について

4 アンケート調査結果の概要

「障害福祉計画」策定のための基礎資料を得るとともに、今後予定している「入間市障害者プラン」の見直しに向けた資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。調査結果から本計画に関連する設問の結果概要を示します。なお、他の結果とともに寄せられた様々な意見は、入間市の障害者福祉施策の目指すべき全体像を定めた「入間市障害者プラン」の見直しの際に活用いたします。

■ 調査の概要 ■

- ①調査対象：市内在住の各手帳所持者（市外施設入所者を含む）から各障害ごとに50%を無作為抽出した2,010人
- ②調査期間：平成18年10月27日（金）～11月13日（月）
- ③調査方法：郵送配布―郵送回収
- ④発送・回収数：

	発送数	有効回収	回収率
全 体	2,010	1,266	63.0%
身体障害者	1,542	1,002	65.0%
知的障害者	253	132	52.2%
精神障害者	215	132	61.4%

⑤調査項目

・回答者の基本属性	・災害時の避難
・生活場所	・外出状況
・将来の生活場所の希望	・福祉サービス
・日中活動の状況（教育・就労）	・自立支援法による影響
・今後の活動希望	・保健と医療
・情報取得と相談	・施策要望

⑥本文中の結果の表示について

- ・図中の「n」とはその設問の調査数を表します。
- ・図中の％は「n」を基数とする百分比で表示しています。
- ・百分比は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

1 対象者の属性

(1) 調査票記入者 (%)

	調査数	代筆含む 本人が回答	家族が回答	その他の方 の回答	無回答
全 体	1,266	56.0	20.7	0.5	22.8
身体障害者	1,002	60.2	16.0	0.3	23.6
知的障害者	132	19.7	61.4	1.5	17.4
精神障害者	132	60.6	15.9	0.8	22.7

身体障害者及び精神障害者では「本人が回答」、知的障害者では「家族が回答」が多くなっています。

(2) 年齢 (%)

	調査数	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答
全 体	1,266	1.7	3.2	4.7	7.2	6.3	12.8	25.4	37.3	1.6
身体障害者	1,002	1.2	0.7	1.3	2.7	4.4	12.9	29.7	45.7	1.4
知的障害者	132	6.8	24.2	28.0	21.2	9.8	4.5	3.8	0.8	0.8
精神障害者	132	-	0.8	6.8	27.3	17.4	20.5	13.6	9.8	3.8

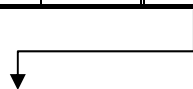
年齢は、身体障害者では60歳代以上が75.4%を占めています。知的障害者では10歳代～30歳代で73.4%を占め、精神障害者では30歳代～50歳代で65.2%を占めています。

2 生活の場の状況と希望

(1) 現在の住まい

(%)

	調査数	福祉施設	家 自分や家族の持ち	ア パート・マンシ ョン等	民間の借家や賃貸	公営住宅	社宅や会社の寮、 官公舎等の住宅	グループホーム等の 共同生活ができる 住まい	その他	無回答
全 体	1,266	4.0	75.5	7.2	7.4	0.2	0.9	2.8	2.0	
身体障害者	1002	3.9	77.4	6.8	7.3	0.1	0.6	2.0	1.9	
知的障害者	132	6.8	72.7	5.3	6.1	1.5	3.0	2.3	2.3	
精神障害者	132	2.3	63.6	12.1	9.8	—	0.8	9.1	2.3	



(2) 入所している施設（主なもの）

(%)

	調査数	「身体障害者」 療護施設	「知的障害者」 更生施設	「知的障害者」 授産施設	「精神障害者」 福祉ホーム	障害児の ための入所施設 「児童」	「その他」 介護保険施設 (特養ホーム等)
全 体	51	11.8	17.6	2.0	5.9	2.0	56.9

(3) 入所期間

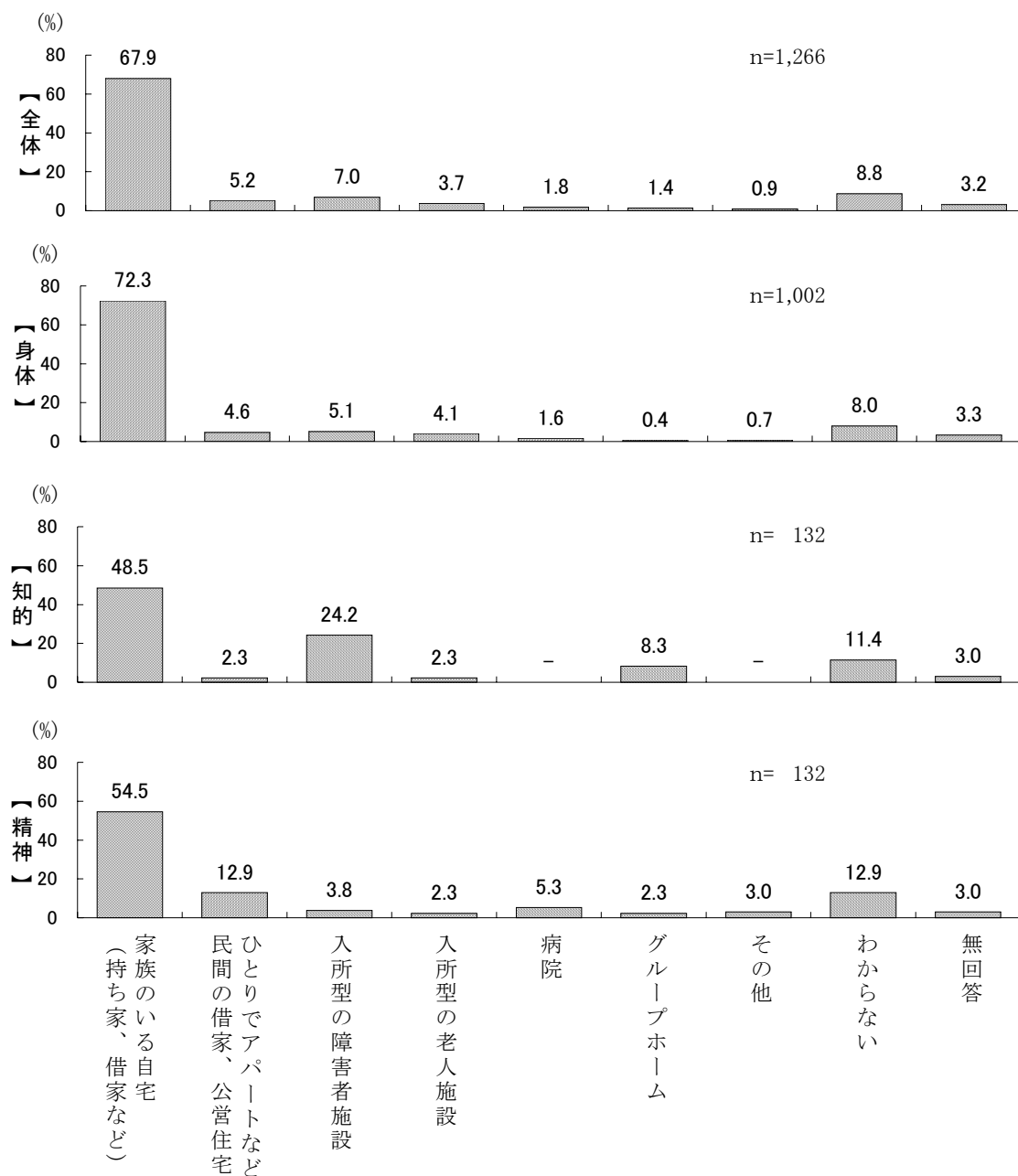
(%)

	調査数	1 年 以下	2 年	3 年	4 年	5 年 以上	無 回 答
全 体	51	47.1	13.7	9.8	2.0	25.5	2.0

現在の住まいは、いずれも「持ち家」が最も多く、身体障害者で77.4%、知的障害者で72.7%となっています。

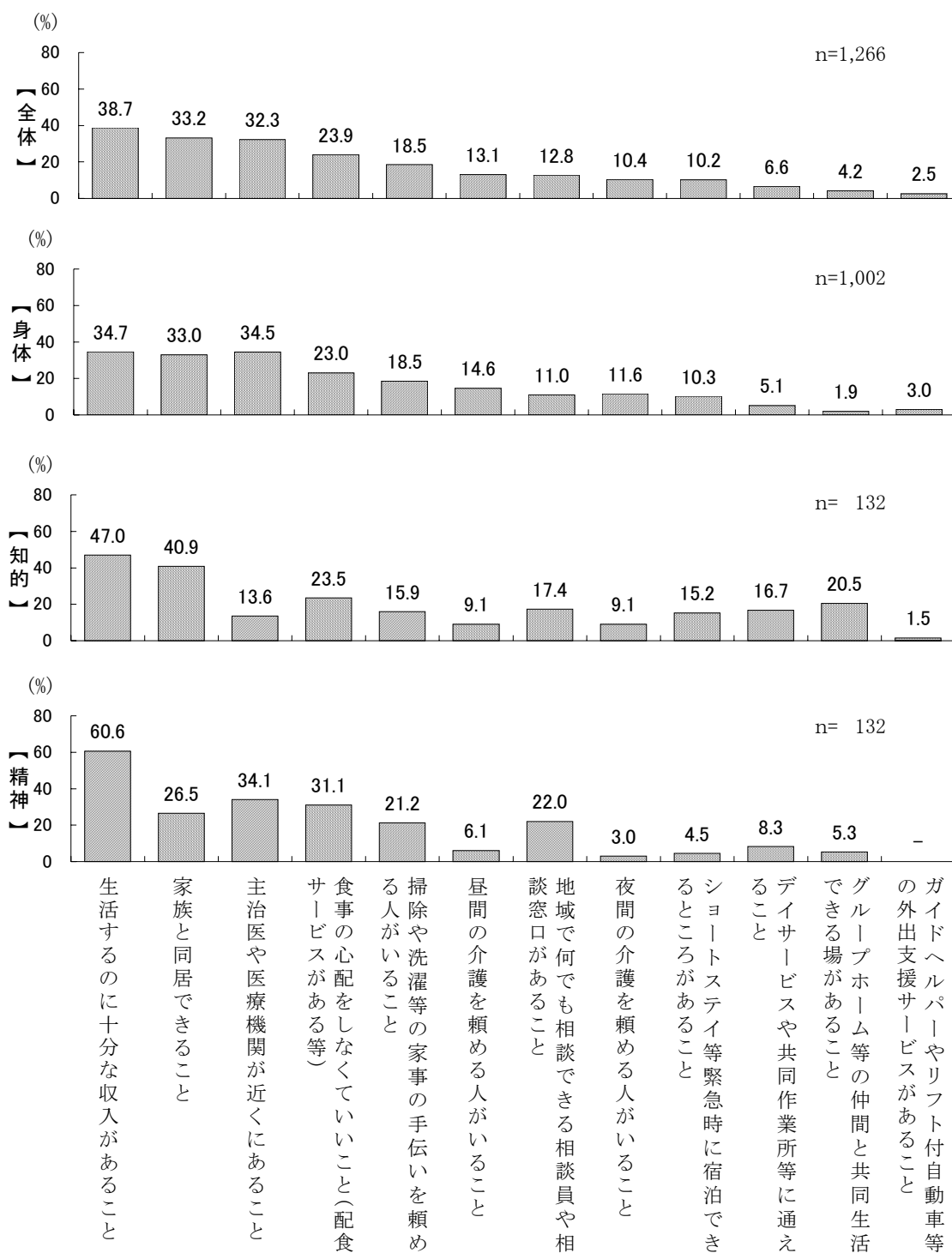
福祉施設入所者が入所している施設としては「介護保険施設(特養ホーム等)」が56.9%と多く、入所期間は「1年以下」(47.1%)と「5年以上」(25.5%)の両極が多くなっています。

(4) 将来生活したい場所（主なもの）



将来の生活の場としては、いずれの障害でも「自宅」が多くなっています。しかし、知的障害者では「自宅」(48.5%)とともに「入所型の障害者施設」(24.2%)が比較的多くなっています。

(5) 地域生活の条件（主なもの）

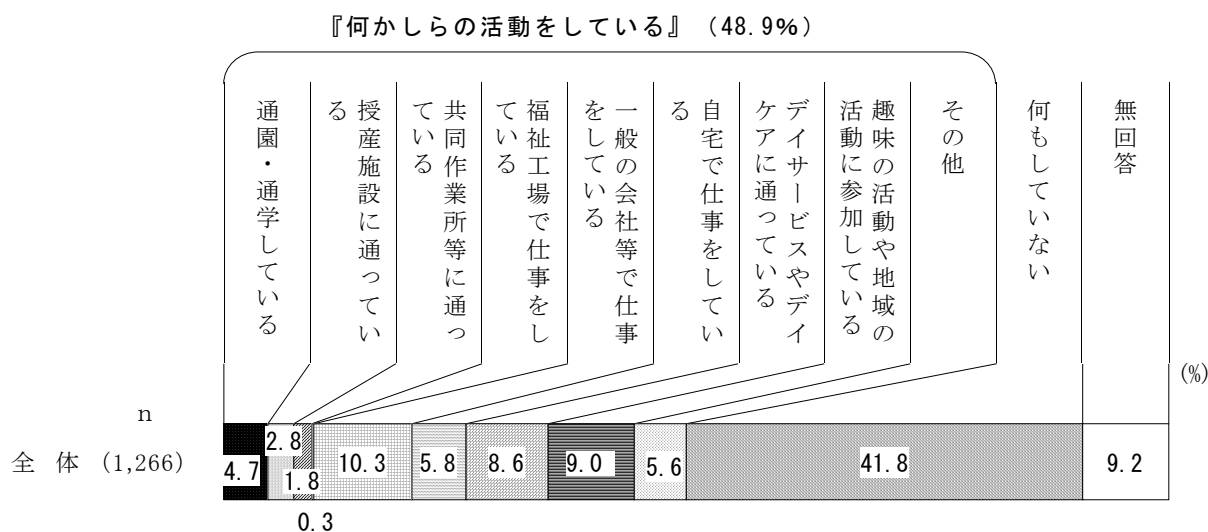


全体で見ると、「十分な収入」（38.7%）、「家族同居」（33.2%）、「医療機関」（32.3%）が多くなっています。

この他、知的障害者では「グループホーム」（20.5%）、「デイサービス」（16.7%）、精神障害者では「地域での相談」（22.0%）への要望も比較的多くあげられています。

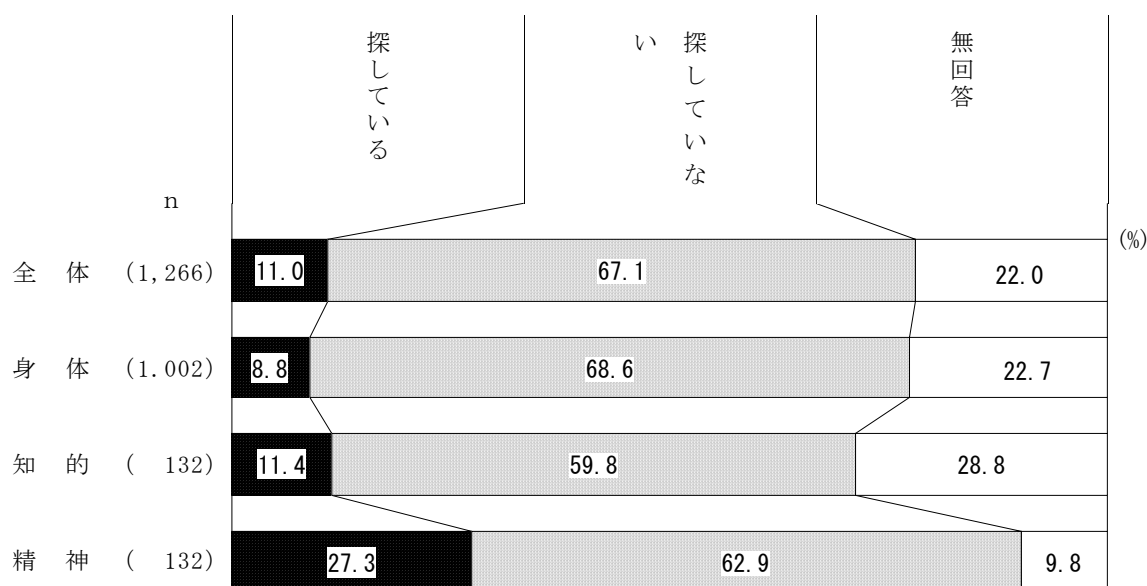
3 日中活動の状況と希望

(1) 現在の活動状況



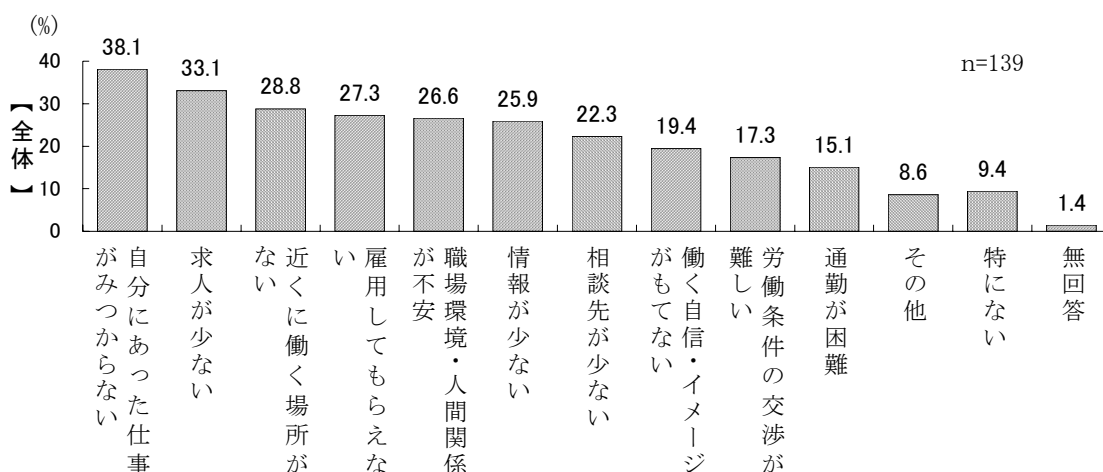
「一般の会社等で仕事」、「趣味の活動や地域の活動」など何らかの活動をしている人が48.9%となっています。

(2) 他の活動や仕事



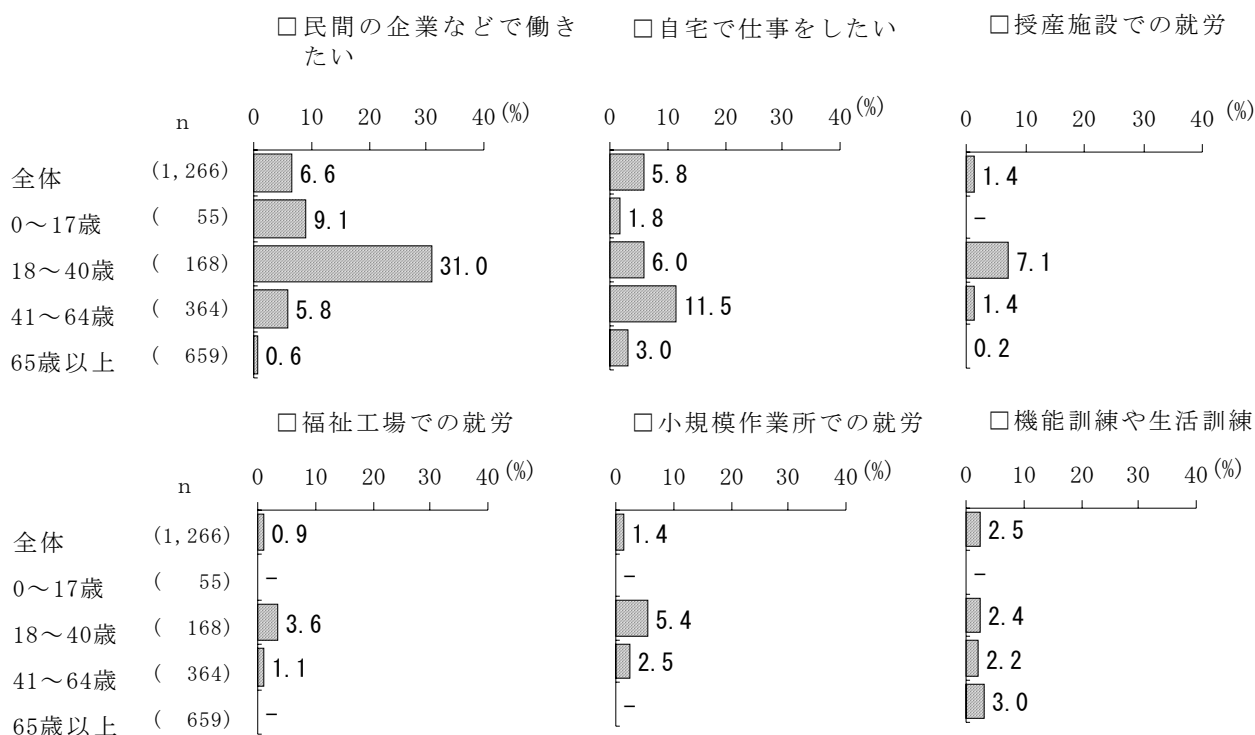
現在他の活動や仕事を探している人は、精神障害者で27.3%と多くなっています。

(3) 探す上で困っていること



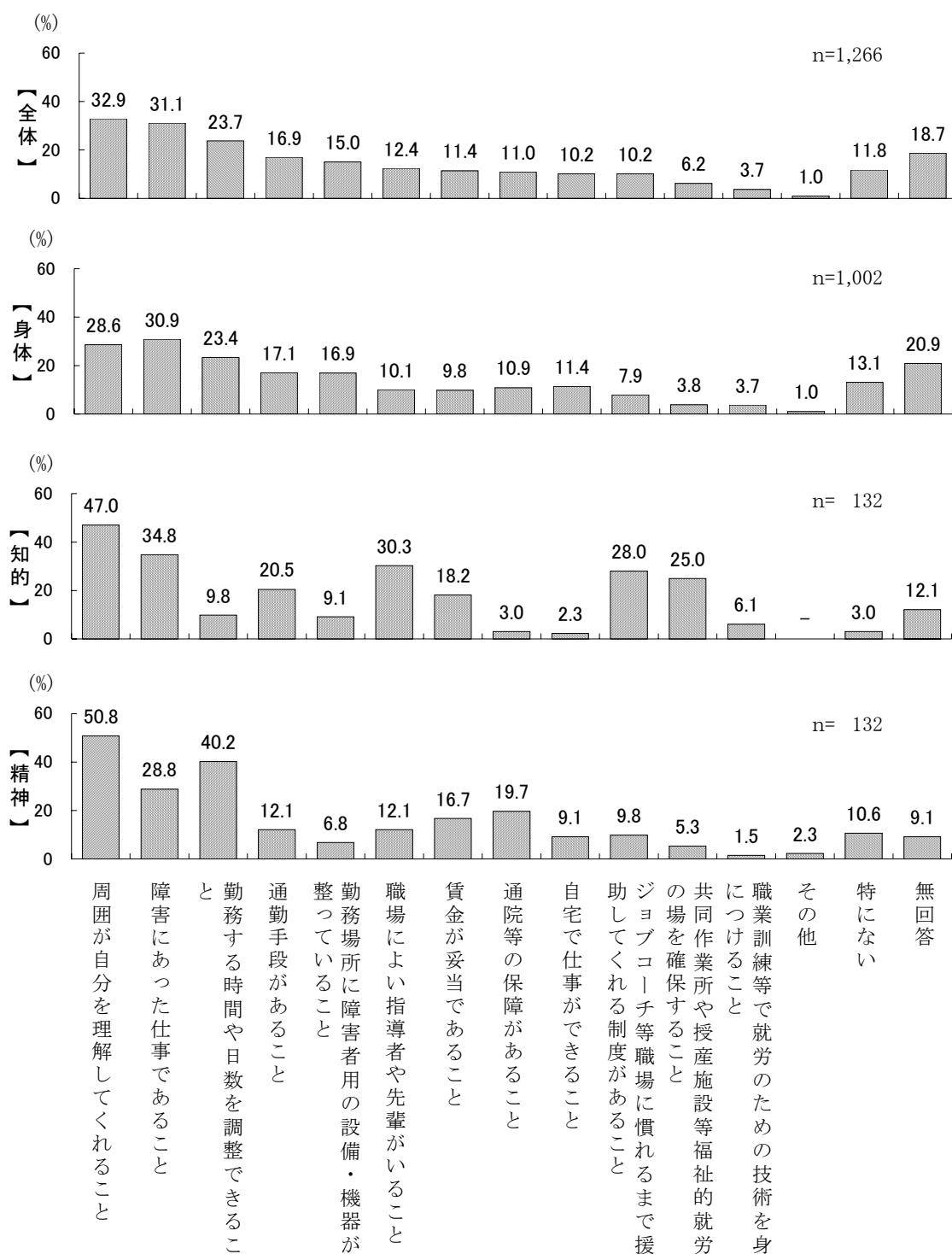
活動を探す上で、「自分にあつた仕事が見つからない」(38.1%)や「求人が少ない」(33.1%)が多くなっています。この他、「働く場所」(28.8%)や「雇用」(27.3%)、「職場環境・人間関係」(26.6%)、「情報」(25.9%)、「相談先」(22.3%)などが続いています。

(4) 5年後の活動意向(主なもの)



18~40歳では、「民間企業で働きたい」が31.0%で多く、自宅や授産施設、福祉工場、作業所を含めた様々な形での就労を希望する人は53.1%となっています。

(5) 働くために大切な環境



「周囲の理解」、「障害にあった仕事」がいずれの障害でも多くを占めています。

この他、知的障害者では「職場により指導者や先輩」(30.3%)、「ジョブコーチ制度」(28.0%)、「福祉的就労の場を確保」(25.0%)が、精神障害者では「勤務時間・日数調整」(40.2%)、「通院等の保障」(19.7%)が多くなっています。

4 相 談

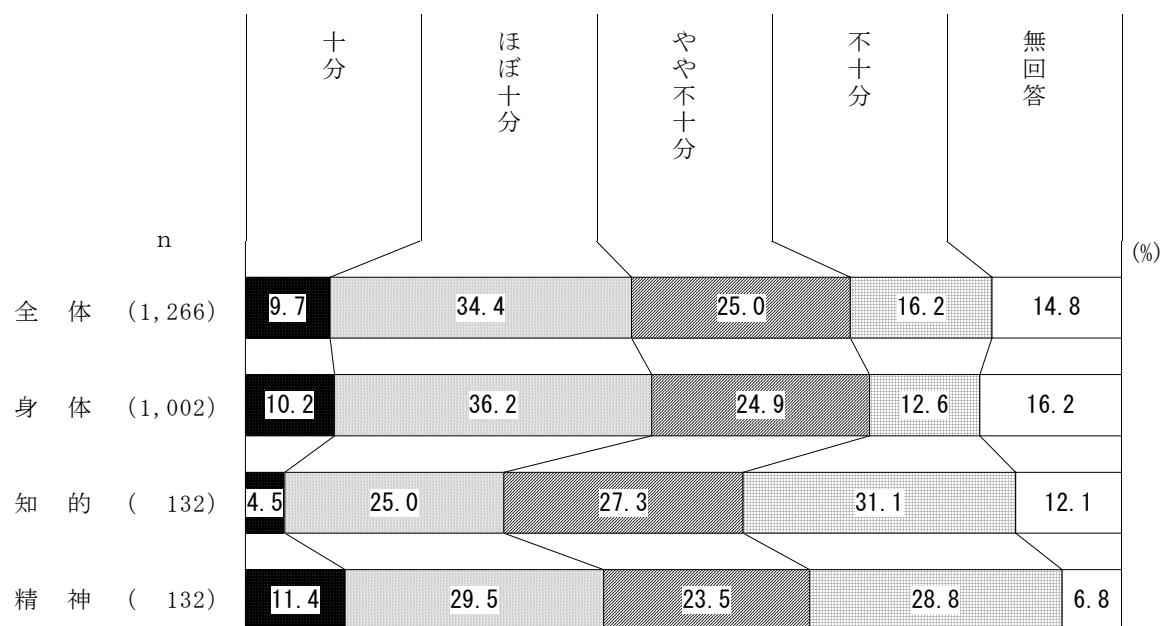
(1) 相談先 (上位5位)

(%)

	調査数	家族・親戚	ソーシャルワーカー 医師・看護師・	友人・知人	市の職員	施設や作業所の職員
全 体	1,266	76.4	35.6	25.4	15.9	6.6
身体障害者	1002	77.4	36.4	25.9	15.1	4.0
知的障害者	132	76.5	10.6	22.0	22.7	22.0
精神障害者	132	68.2	54.5	25.0	15.2	11.4

相談先では「家族・親族」が特に多くなっています。

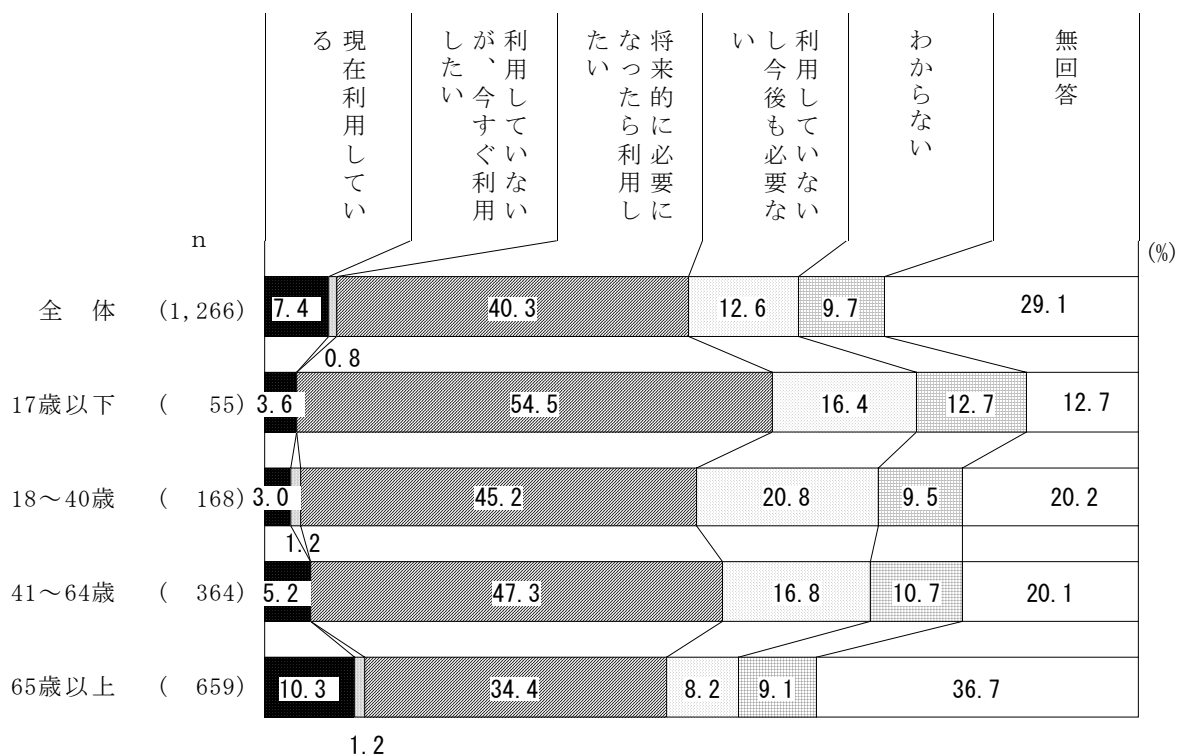
(2) 相談体制への満足状況



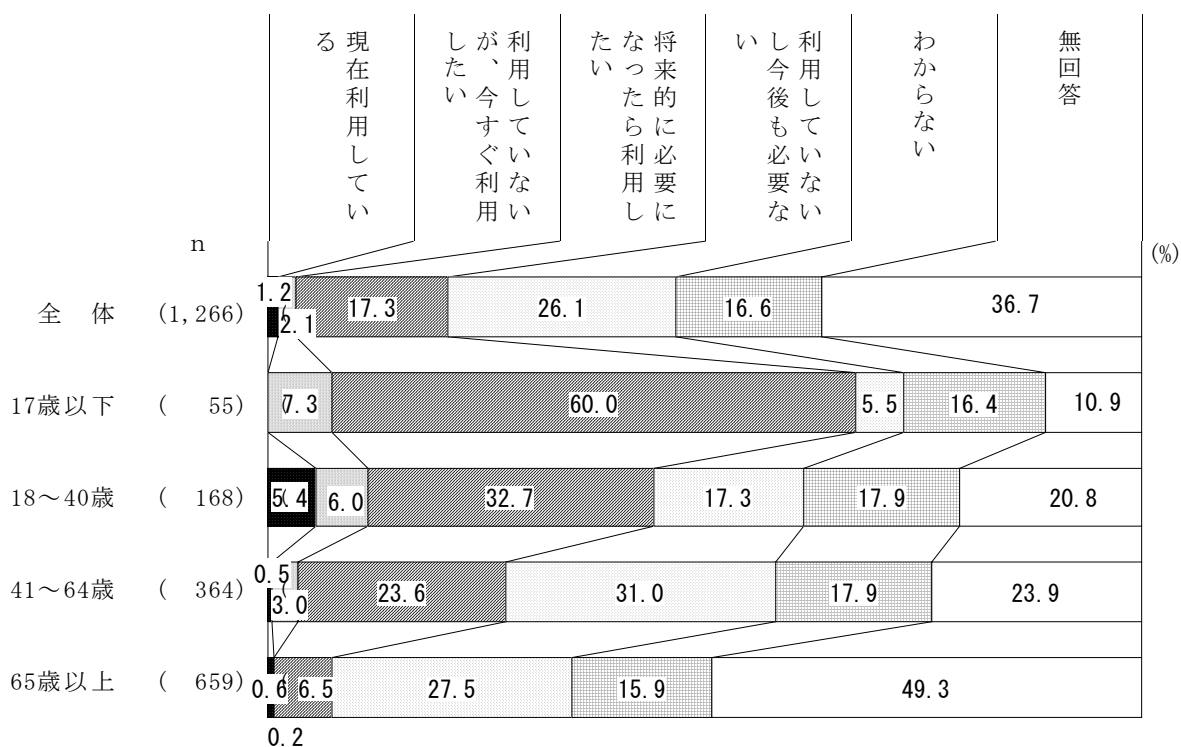
相談体制は「十分」という意見は少数であり、知的障害者・精神障害者では「やや不十分」や「不十分」をあわせた『不十分』が半数を超えています。

5 サービス利用意向

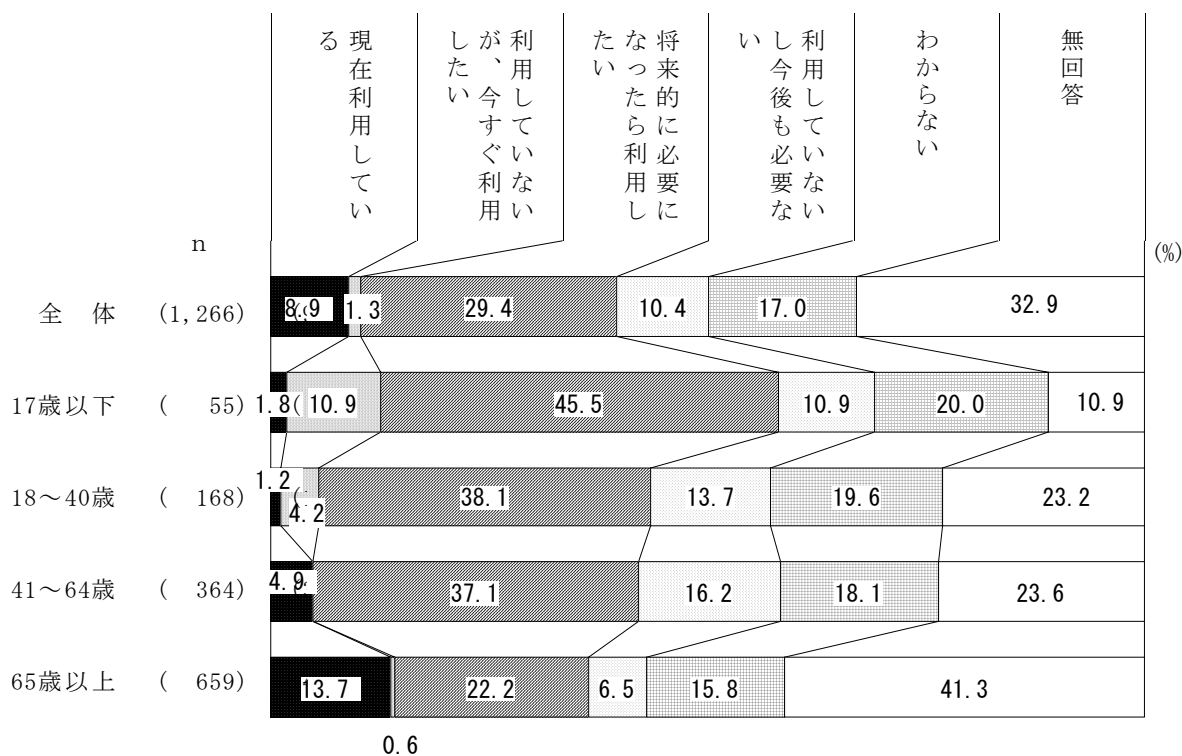
(1) ホームヘルパー



(2) 一般就労に向けた訓練や支援



(3) ケアマネジメント



(1) ホームヘルパー

ホームヘルパーでは「今すぐ利用したい」は少数です。17歳以下では「将来必要になったら」が半数を超え多くなっています。

(2) 一般就労に向けた訓練や支援

「今すぐ利用したい」は17歳以下で7.3%、18～39歳でも6.0%と比較的多くなっています。

また、17歳以下では「将来必要になったら」が60.0%に達しています。

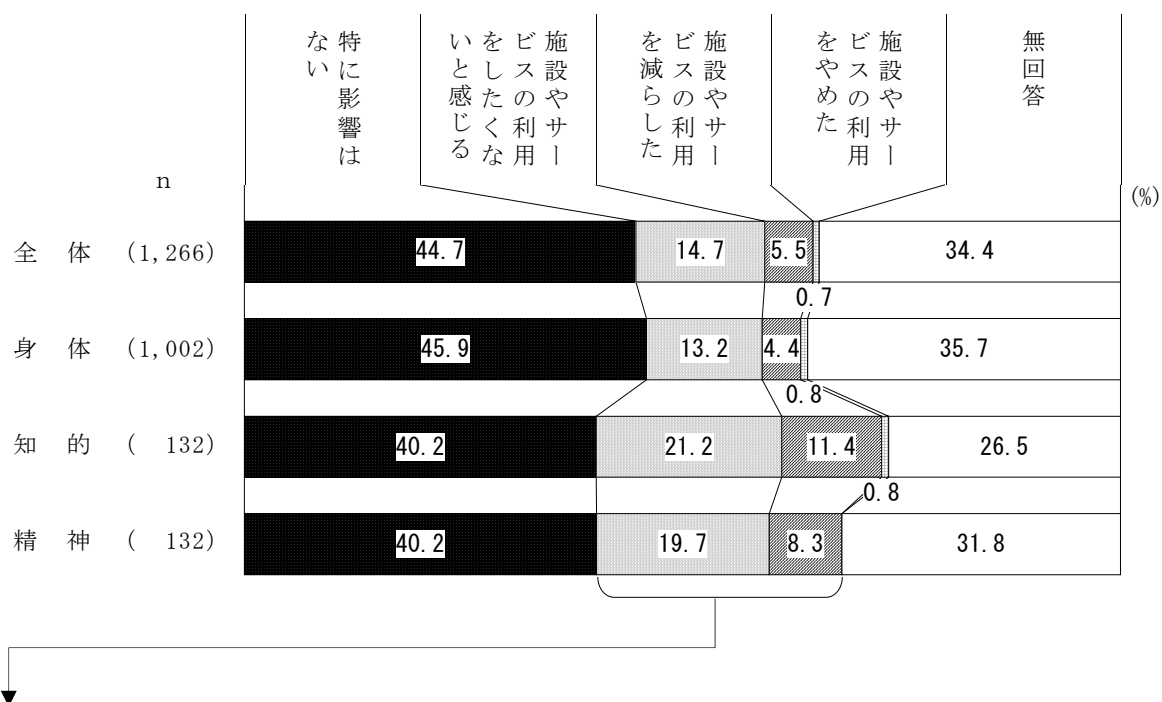
(3) ケアマネジメント

「今すぐ利用したい」は17歳以下で10.9%と多くなっています。

また、17歳以下では「将来必要になったら」が45.5%と多くなっています。

6 自立支援法の影響

(1) 自立支援法による自己負担の影響

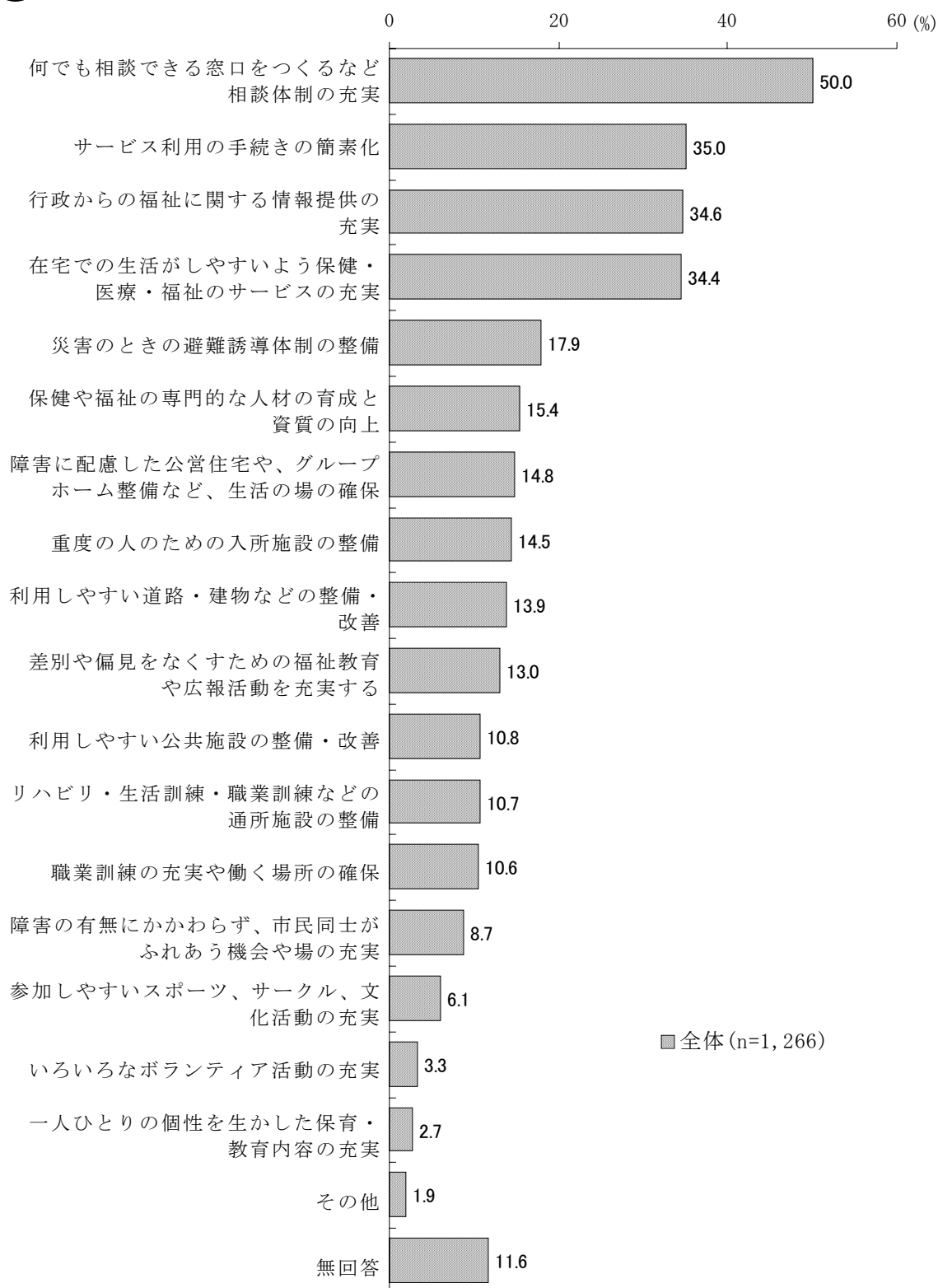


(2) 障害福祉サービスを受けるための考え

	調査数	種類を工夫する	費用をやりくりして施設やサービスを利用する量を確保したい	施設やサービスの利用を減らす	施設やサービスの利用をやめる	その他	特に考えていない	わからない	無回答
全体	265	32.5	31.7	24.5	8.3	3.4	17.0	15.5	3.4
身体障害者	184	35.9	31.5	22.8	8.2	2.7	16.8	14.1	4.3
知的障害者	44	25.0	36.4	31.8	11.4	—	18.2	15.9	—
精神障害者	37	24.3	27.0	24.3	5.4	10.8	16.2	21.6	2.7

「特に影響はない」は身体障害者で45.9%、知的障害者で40.2%、精神障害者で40.2%と4割以上となっています。それ以外の回答をした人に今後、障害福祉サービスを受けるための考えを聞いたところ、「施設やサービスの種類を工夫」、「費用をやりくり」、「利用を減らす」の3つがいずれの障害でも多くなっています。

7 施策要望



「相談体制の充実」が50.0%で最も高くなっています。これに、「サービス手続きの簡素化」(35.0%)、「情報提供の充実」(34.6%)、「保健・医療・福祉のサービス充実」(34.4%)が続いています。

8 まとめと課題

(1) 生活の場

現在の生活の場としては「持ち家」が3障害共通で多く、将来の生活の場としても、「家族のいる自宅」への要望は高くなっており、在宅志向に基づいた各種施策が求められます。

その際、地域生活の条件では「十分な収入」、「家族と同居」、「医療機関」の他、「デイサービス」、「地域での相談」が必要という声が高くなっており、これらのサービスの十分な確保策の検討が課題となります。

一方、知的障害者では、将来の生活の場としても約4人に1人が入所施設を求め、地域生活の条件として「グループホーム」をあげる人が20.5%と比較的高くなっていることから、自宅以外の居住の場の確保も課題といえます。

(2) 日中活動

日中の活動状況としては、「一般の会社等で仕事」、「趣味の活動や地域の活動」など何らかの活動をしている人が48.9%を占めています。

5年後の活動として、18～40歳では「民間企業で働きたい」が31.0%と多くなっており、サービス利用意向においても、一般就労に向けた訓練や支援への利用意向が6.0%となっており、就労支援サービスの確保が課題となります。

また、働くために大切な環境としては、「周囲の理解」、「障害にあった仕事」がいずれの障害でも多くを占めるとともに、知的障害者では「職場により指導者や先輩」(30.3%)、「ジョブコーチ制度」(28.0%)、「福祉的就労の場を確保」(25.0%)が、精神障害者では「勤務時間・日数調整」(40.2%)、「通院等の保障があること」(19.7%)が多くなっており、障害にあった仕事を調整できる場や機能の確保が必要です。

(3) 相談体制

入間市では、厚生労働大臣・埼玉県知事から委嘱を受けた身体障害者相談員3名と知的障害者相談員2名が市役所市民相談室や公民館等で定期的に相談業務を行っており、年間100件以上の相談を受けています。しかし、今回のアンケートでの相談先の多くは「家族・親族」となっています。

現在の相談体制に関しては『不十分』という声の方が多く、施策要望においても「相談体制の充実」が50.0%を占め、最も高くなっています。

地域生活の条件としても、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」は特に知的障害・精神障害者では比較的上位にあげられており、地域での相談体制の充実が求められています。

9 自由意見のまとめ

アンケート調査の自由記入欄には合計258（身体：160、知的：47、精神：51）件の意見が寄せられました。紙面の都合上、分野別に意見の大意を以下のように整理しました。

※いずれの意見も、1人で2つ以上の内容の記入があった場合、これを1とせず、それぞれ別々の内容としてカウントしています。

身体障害者からの意見（計160件）

■福祉施策■

33件

年金生活者等にとって、サービス・保険料、医療費等の負担が厳しい	7
経済的支援／生活の不安	6
弱者を切り捨てることのないよう、あたたかい施策を	4
介護者のケアも考えてほしい	2
介護認定審査は不公平が多い	2
障害者自立支援法の改善を	2
障害児の就学支援	2
地域における専門指導員の配置の義務づけ	1
自治体間の福祉の対応格差の是正	1
介護保険と障害者福祉の横断的連携による一体運営が必要	1
行政とサービス事業者の連携強化	1
福祉オンブズマン制度の導入	1
介護保険での福祉用具の適用範囲を拡大	1
車いすがほしい	1
全面的支援	1

■サービスや施設■

32件

サービスの充実	7
施設の増設や充実	6
ショートステイ、緊急ショートステイ	4
リハビリ施設の充実	3
ガイドヘルプサービス	2
視覚・聴覚障害者福祉の充実	2
利用しないタクシー券、マッサージ券等を他の代替サービスに利用したい	2

介護に係わる職員の質の向上	1
生活支援サービス	1
保健師の方々ももっと障害福祉に関する児童に手を差し伸べてほしい	1
人材の確保・養成	1
補助機器の購入及びレンタル方法の見直し	1
日常生活用具の給付額を上げてほしい	1

■入間市に対する要望・意見■ 23件

諸手続の簡素化（煩わしさを排除、支所でも手続き可能）	6
積極的な情報提供や説明（聞かれなくても欲している情報を与える）の徹底を	5
職員の知識や接客態度の向上	4
相談窓口の充実	2
関係課との横断した連携	1
民生委員の質の向上	1
一般の方が使うプールも利用できるようにしてほしい	1
年代ごとの案内やイベントの開催	1
生活保護を受けたいのに受けられない	1
官民一体の連携強化	1

■障害者（児）が住みよいまちづくり■ 23件

障害のある人とない人との心のバリアがなくなるよう理解の促進に努めてほしい	8
道路の整備	6
街角での椅子増設、橋の欄干の整備、音声信号等、障害のある人にやさしいまちづくり	3
学校で障害を持つ福祉教育をしてほしい	2
交通機関の完全バリアフリー	1
障害者専用駐車場は、運転手でなく同乗者でもあっても適用してほしい。	1
車の運転マナーの悪い人が多い	1
タクシーの運転者の障害者に対するマナー向上を市から厳しく働きかけてほしい	1

■移動や交通手段■ 18件

タクシー券が少ない	9
タクシー券があつて助かる	2
市内循環バスの充実	2
低床バスの推進	1

軽度であってもタクシー券がほしい	1
交通費の補助	1
民間の移動サービス	1
必要な車の購入では、それが高級車でも税金を安くしてほしい	1

■就 労■ 10件

就労の場、機会の提供	6
賃金が安い	2
市役所等での障害者雇用を積極的に進めるべき	1
小規模授産施設の支弁費の支給の存続	1

■保険・医療■ 6件

医療費の軽減	2
大きな病院を増やしてほしい	1
市内医療マップの作成を希望	1
ドナー登録する人が増えると救われる人も多い	1
国民健康保険の保険証は以前の大きさに戻してほしい	1

■交 流■ 6件

交流の場や機会の提供	4
当事者の自治会等の社会奉仕活動に関する参加は除外する旨の通知をしてほしい	1
市内に障害者の団体やサークルにどのようなものがあるのか知りたい	1

■その他■ 9件

程度と内容が合わないので回答しづらい	1
ヒアリング調査も必要ではないか	1
調査票にはイラストが入っているとよい	1
今のところは自立して、一人の時間を楽しんでいる	1
なるべく自立できるよう日々努力したい	1
夫がデイサービスの送迎バスを嫌がって乗ってくれない	1
駅周辺のホームレスをなんとかしてほしい	1
特注靴の底張替が高額だが、病院の証明書が不十分で、自費で賄わなければならない	1
エレベーターのない住居で将来不安だ	1

知的障害者からの意見（計47件）

■知的障害者のための福祉施策■ 25件

弱者を切り捨てることのないよう、あたたかい福祉に期待する	7
障害者自立支援法導入後、出費が多くなり苦しくなった	6
親亡きあとでも、当事者が安心して暮らせるような支援、施策を望む	5
障害の程度によって、様々な選択肢があって然るべき	2
相談体制、情報提供の充実	2
障害の特性を踏まえた上での療育・自立支援を望む	1
負担が年々大きくなるのは問題	1
差別や偏見はなくならないが、普通の人ばかりでないことを周知してほしい	1

■就労・就学■ 11件

就労先の斡旋、一般企業の受け入れ等機会の拡大	7
市から小学校入学を控えた親に対しては、早めに相談等を働きかけてほしい	2
ジョブコーチの指導及び職場の理解	1
教師は自閉症に対する知識をもっと身につけてほしい	1

■施設■ 10件

施設の受け入れ体制の拡大、条件緩和	4
施設の増設、充実	3
グループホームの増設、充実	3

■地域の協力■ 1件

地域の人間関係、信頼関係が必要だ	1
------------------	---

精神障害者からの意見（計51件）

■精神障害者のための福祉施策■ 21件

障害者年金、手当の充実	6
精神障害に対する理解の促進	4
各種手続きの簡素化	3
自立のための支援、施策	3
障害者自立支援法は障害者を見放す法律だ	2
相談体制、情報提供の充実	2
必要な人に必要なサービスが届く人間的な福祉を望む	1

■サービス、施設■ 8件

利用料が高すぎる	3
グループホームの増設、充実	2
ハード面の工夫・整備	1
専門職に携わる人の質の向上	1
安全な食材を使った配食センター	1

■就 労■ 5件

障害があっても働ける場所の紹介	2
作業所の増設	2
障害があることを隠して働ける配慮も必要ではないか	1

■保健・医療■ 5件

医療費が高い	2
充実した医療体制の確保	2
どこでも簡単に薬剤が手に入るようにしてほしい	1

■まち、交通■ 5件

市内循環バス（ティーロード）の本数拡大	2
市内の交通費を安くしてほしい	2
駅周辺道路の整備	1

■交流、活動■ 4件

障害者の居場所づくり	2
社会貢献活動したい	1
交流の機会の提供	1

■その他■ 3件

人と関わりたくない	1
永遠と思える治療に不安を覚える	1
実効性がない調査ならやめるべき	1

5 障害者自立支援法（抄）

（平成十七年十一月七日法律第二百二十三号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（市町村等の責務）

第二条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所その他の職業リハビリテーション（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第七号に規定する職業リハビリテーションをいう。第四十二条第一項において同じ。）の措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 三 意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うことその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。
- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
- 一 市町村が行う自立支援給付及び地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 市町村と連携を図りつつ、必要な自立支援医療費の支給及び地域生活支援事業を総合的に行うこと。
 - 三 障害者等に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

四 市町村と協力して障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うとともに、市町村が行う障害者等の権利の擁護のために必要な援助が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

- 3 国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(国民の責務)

第三条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。
- 3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。
- 4 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

第五条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。）を除く。）を行う事業をいう。

- 2 この法律において「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 3 この法律において「重度訪問介護」とは、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的

に供与することをいう。

- 4 この法律において「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 5 この法律において「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の供与をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう。
- 6 この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 7 この法律において「児童デイサービス」とは、障害児につき、児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 8 この法律において「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 9 この法律において「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう。
- 10 この法律において「共同生活介護」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 11 この法律において「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 12 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
- 13 この法律において「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。
- 14 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、

厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

15 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

16 この法律において「共同生活援助」とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

17 この法律において「相談支援」とは、次に掲げる便宜の供与のすべてを行うことをいい、「相談支援事業」とは、相談支援を行う事業をいう。

一 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与すること。

二 第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下この号において「サービス利用計画」という。）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

18 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

19 この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

20 この法律において「移動支援事業」とは、障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援する事業をいう。

21 この法律において「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

22 この法律において「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。

(略)

第三章 地域生活支援事業

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
- 二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
- 三 移動支援事業
- 四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。

(略)

第五章 障害福祉計画

(基本指針)

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため

に必要な事項

- 3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第九条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第二十六条第四項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(略)

入間市 障害福祉計画

平成19年3月

発行 入間市 福祉部 障害福祉課

編集 入間市 福祉部 障害福祉課

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（代表）



入間市